

令和4年第4回（12月）三郷町議会
定例会・会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 7 日																						
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場																						
開 会 (開 議)	令 和 4 年 1 2 月 7 日 午前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日 目)																						
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1番 神 崎 静 代</td> <td>2番 久 保 安 正</td> </tr> <tr> <td>3番 南 真 紀</td> <td>4番 黒 田 孝</td> </tr> <tr> <td>5番 先 山 哲 子</td> <td>6番 高 田 好 子</td> </tr> <tr> <td>8番 澤 美 穂</td> <td>9番 木 口 屋 修 三</td> </tr> <tr> <td>10番 辰 己 圭 一</td> <td>11番 山 田 勝 男</td> </tr> <tr> <td>12番 高 岡 進</td> <td>13番 伊 藤 勇 二</td> </tr> </table>	1番 神 崎 静 代	2番 久 保 安 正	3番 南 真 紀	4番 黒 田 孝	5番 先 山 哲 子	6番 高 田 好 子	8番 澤 美 穂	9番 木 口 屋 修 三	10番 辰 己 圭 一	11番 山 田 勝 男	12番 高 岡 進	13番 伊 藤 勇 二										
1番 神 崎 静 代	2番 久 保 安 正																						
3番 南 真 紀	4番 黒 田 孝																						
5番 先 山 哲 子	6番 高 田 好 子																						
8番 澤 美 穂	9番 木 口 屋 修 三																						
10番 辰 己 圭 一	11番 山 田 勝 男																						
12番 高 岡 進	13番 伊 藤 勇 二																						
欠 席 議 員	7番 木 谷 慎 一 郎																						
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>森 宏 範</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>辰 巳 政 行</td> </tr> <tr> <td>こども未来創造部長</td> <td>坂 田 達 也</td> </tr> <tr> <td>環 境 整 備 部 長</td> <td>水 口 洋 司</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>渡 瀬 充 規</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>平 川 貴 治</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>川 合 孝 悟</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>大 津 和 之</td> </tr> </table>	町 長	森 宏 範	副 町 長	池 田 朝 博	教 育 長	大 西 孝 浩	総 務 部 長	加 地 義 之	住 民 福 祉 部 長	辰 巳 政 行	こども未来創造部長	坂 田 達 也	環 境 整 備 部 長	水 口 洋 司	教 育 部 長	渡 瀬 充 規	会 計 管 理 者	平 川 貴 治	総 務 課 長	川 合 孝 悟	企 画 財 政 課 長	大 津 和 之
町 長	森 宏 範																						
副 町 長	池 田 朝 博																						
教 育 長	大 西 孝 浩																						
総 務 部 長	加 地 義 之																						
住 民 福 祉 部 長	辰 巳 政 行																						
こども未来創造部長	坂 田 達 也																						
環 境 整 備 部 長	水 口 洋 司																						
教 育 部 長	渡 瀬 充 規																						
会 計 管 理 者	平 川 貴 治																						
総 務 課 長	川 合 孝 悟																						
企 画 財 政 課 長	大 津 和 之																						

行政委員	<p>選挙管理委員会委員長 田 淵 友 一</p> <p>代表監査委員 瓜 生 英 明</p> <p>農業委員会副会長 岡 田 哲 夫</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 瀧 川 忠 雄</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議会事務局長 大 内 美 香</p> <p>議会事務局主任 小 村 雄 一</p>
町長提出議案の題目	<p>議案第46号 令和4年度三郷町一般会計補正予算（第7号）</p> <p>議案第47号 令和4年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>議案第48号 令和4年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>議案第49号 令和4年度三郷町下水道事業会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第50号 令和4年度三郷町水道事業会計補正予算（第3号）</p> <p>議案第51号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について</p> <p>議案第52号 三郷町スポーツ振興基金条例の制定について</p> <p>議案第53号 F S S 3 5 スポーツパークの設置及び管理に関する条例の制定について</p> <p>議案第54号 三郷町サテライトオフィス条例の一部改正について</p> <p>議案第55号 職員の定年等に関する条例等の一部改正について</p> <p>議案第56号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第57号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第58号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第60号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第61号 三郷町手数料条例の一部改正について</p> <p>議案第62号 三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について</p> <p>議案第63号 三郷町スポーツセンター及び三郷町ウォーターパークの指定管理者の指定について</p> <p>報告第15号 寄附の受け入れについて</p>
議員提出議案の題目	<p>発議第 5号 予防接種に関する記録の延長を求める意見書</p> <p>発議第 6号 第9期の介護保険制度改定に向け安心できる介護保険制度を求める意見書</p> <p>発議第 7号 三郷町議会の議員の定数条例の一部改正について</p>

議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の 氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 2番 久 保 安 正 3番 南 真 紀

令和4年第4回（12月）

三郷町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年12月7日

午前9時30分開議

日 程

- | | | |
|-----|--------|----------------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 議案第46号 | 令和4年度三郷町一般会計補正予算（第7号） |
| 第 4 | 議案第47号 | 令和4年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第 5 | 議案第48号 | 令和4年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第 6 | 議案第49号 | 令和4年度三郷町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 第 7 | 議案第50号 | 令和4年度三郷町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 第 8 | 議案第51号 | 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について |
| 第 9 | 議案第52号 | 三郷町スポーツ振興基金条例の制定について |
| 第10 | 議案第53号 | FSS35スポーツパークの設置及び管理に関する条例の制定について |
| 第11 | 議案第54号 | 三郷町サテライトオフィス条例の一部改正について |
| 第12 | 議案第55号 | 職員の定年等に関する条例等の一部改正について |
| 第13 | 議案第56号 | 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について |
| 第14 | 議案第57号 | 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 第15 | 議案第58号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について |
| 第16 | 議案第59号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第17 | 議案第60号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 第18 | 議案第61号 | 三郷町手数料条例の一部改正について |
| 第19 | 議案第62号 | 三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について |
| 第20 | 議案第63号 | 三郷町スポーツセンター及び三郷町ウォーターパークの指定 |

管理者の指定について

- 第 2 1 報告第 1 5 号 寄附の受け入れについて
- 第 2 2 提案理由の説明
- 第 2 3 発議第 5 号 予防接種に関する記録の延長を求める意見書
- 第 2 4 発議第 6 号 第 9 期の介護保険制度改定に向け安心できる介護保険制度を
求める意見書
- 第 2 5 発議第 7 号 三郷町議会の議員の定数条例の一部改正について
- 第 2 6 一般質問

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

議長（伊藤勇二） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、木谷慎一郎議員より欠席届が提出されており、受理していますので、ご報告申し上げます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、令和 4 年第 4 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（伊藤勇二） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆さん、おはようございます。本日、三郷町告示第 4 6 号によりまして、令和 4 年第 4 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、1 1 月 1 日に三郷町は、環境省より奈良県から初となる脱炭素先行地域に選定されました。これは、2 0 5 0 年カーボンニュートラルに向け、全国で少なくとも 1 0 0 か所の「脱炭素先行地域」を選定し、2 0 3 0 年度までに民生部門の電力消費に伴う C O₂ 排出の実質ゼロを実現することにより、地域課題の解決と住民の皆様の暮らしの質の向上を図り、脱炭素に向かう取り組みの方向性を示すモデル地域となるものです。

本定例会で上程させていただいておりますが、この「脱炭素先行地域」に選定されたことによって、国から交付される補助金を最大限に活用し、対象となる F S S 3 5 キャンパス、信貴山のどか村、そして三室山コープタウンをはじめとして、町一体となって「生涯活躍のまち」に向けた事業を進めていく所存です。

また、先日、テレビや新聞でも大きく取り上げられておりましたが、ついに奈良クラブの J 3 昇格、さらにリーグ優勝が決定しました。選手やスタッフ、そしてサポーターを含め全ての方々の積年の努力と苦心が実を結び、このような素晴らしい結果となったことを非常に喜ばしく思います。本町は、これを改めてスタートとして、奈良クラブと町の一層の発展につなげられるよう尽力してまいります。

さらに、現在、三郷町は、全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」をコンセプト

トとして、インクルーシブ事業に積極的に取り組んでおります。インクルーシブとは、包括する、包み込むことを意味し、本町が目指している、年齢、国籍、人種、障がいの有無に関係なく、全ての方が生き生きと遊び、学び、働き、生活し、活躍し、交流するまちづくりに、まさしくかなうものであります。新年度の予算編成においても、今までの未来への投資予算やデジタル化予算のように、令和5年度ではインクルーシブ予算を設け、この理念を念頭に「インクルーシブシティさんごう」の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改めまして、本定例会に提出いたします議案は、議決案件18件、報告案件1件の計19件でございます。どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

議長（伊藤勇二） 日程に入ります前に、三郷町議会会議規則第129条の規定により、議員資質向上に資するため、澤美穂議員から派遣承認申請がありましたので、議長は許可しております。内容は「令和4年度第3回市町村議会議員特別セミナー『福祉』」というテーマで、各分野で講演があり、改めて我が町の現状を見直し、今後の未来と地方議員に求められる役割についての研修であります。

日程につきましては、令和5年1月23日月曜日から1月24日火曜日の2日間、場所は滋賀県大津市全国市町村国際文化研修所ではありますが、オンラインによる受講となっております。令和5年3月定例会の全員協議会において研修報告をしていただきますので、よろしくお願ひします。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（伊藤勇二） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第127条の規定により、2番、久保安正議員、3番、南真紀議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（伊藤勇二） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの8日間にしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月14日までの8日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） この際、日程第3、「議案第46号、令和4年度三郷町一般会計補正予算（第7号）」から、日程第21、「報告第15号、寄附の受け入れについて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------------------|
| 日程第 3 | 議案第 46号 | 令和4年度三郷町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第 4 | 議案第 47号 | 令和4年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号） |
| 日程第 5 | 議案第 48号 | 令和4年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 6 | 議案第 49号 | 令和4年度三郷町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 7 | 議案第 50号 | 令和4年度三郷町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第 8 | 議案第 51号 | 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 52号 | 三郷町スポーツ振興基金条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第 53号 | FSS35スポーツパークの設置及び管理に関する
条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第 54号 | 三郷町サテライトオフィス条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 55号 | 職員の定年等に関する条例等の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 56号 | 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第 57号 | 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する
条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第 58号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第 59号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につい
て |
| 日程第17 | 議案第 60号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改
正について |
| 日程第18 | 議案第 61号 | 三郷町手数料条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第 62号 | 三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第 63号 | 三郷町スポーツセンター及び三郷町ウォーターパー |

クの指定管理者の指定について

日程第21 報告第15号 寄附の受け入れについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） 日程第22、ただいま朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず、初めに、「議案第46号、令和4年度三郷町一般会計補正予算（第7号）」についてであります。

既決予算に7,511万7,000円を追加し、補正後の予算総額を107億4,959万9,000円とするものであります。人事異動等に係る人件費を除き、歳出から主な内容を説明申し上げます。

まず、総務費では、地方公共団体が独自の経費で実施する地方単独事業に関しての見える化を促進するため、令和5年度から現在の地方財政状況調査、いわゆる決算統計を用いた地方単独事業の本格調査が実施されることに伴い、財務会計システムの改修が必要となることから、財政管理費で156万2,000円を計上するものであります。また、前年度の国庫補助金の精算に伴う返還金として、諸費で42万2,000円を追加するものであります。

次に、冒頭でも申し上げました「脱炭素先行地域」に関連する補正予算となります。この脱炭素先行地域の選定に当たっては、関係する九つの法人と共同で申請したもので、今回選定を受けたことによって、三郷町が実施する事業及び関係する法人が実施する事業に係る経費に対し、3分の2から4分の3に当たる非常に大きな国の補助を受けることができるようになります。この補助金の受け入れに関しましては、一旦国からの補助金を三郷町が受け入れる必要があることから、その関連予算とともに、本町の実施事業に係る予算につきましても、あわせて補正計上させていただくものであります。

内容といたしましては、本町が行う「エネルギー基盤インフラ整備設計」に係る費用として2,000万円を、また関連する法人が実施する太陽光発電設備設計及び環境教育等手法設計に係る補助金として1,666万6,000円を企画費で計上するものであります。

また、F S S 3 5 キャンパス内で現在整備中のスポーツパークにつきまして、子どもの居場所としての意義をしっかりと果たすため、天候に左右されることなく屋内で利用できるボルダリング及びトランポリンの整備、また屋外については、夜間でも安心して利用できるよう照明設備を設置する費用として2,091万1,000円を計上するものです。

次に、民生費では、後ほどご説明いたします国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計の補正に伴う繰出金といたしまして、社会福祉総務費で224万円を、老人福祉総務費で123万3,000円を追加するものであります。

また、心身障害者医療費におきまして、当初の見込みを上回る状況にあることから、383万8,000円を追加するものであります。

また、後ほど議案第62号でご説明いたしますが、令和5年度から子ども医療費の支給対象を高校生対象年齢まで引き上げるため、申請書の発送やシステム改修に要する経費として170万5,000円を追加するものであります。

次に、教育費では、感染症対策用品の購入費として、小学校費で75万7,000円を、中学校費で58万6,000円を計上するものであります。

また、冒頭でも申し上げましたが、悲願であった奈良クラブのJリーグ昇格が決定し、町民の奈良クラブに対する期待は今後より一層高まることと思われま。この期待感の表れとして、現在、町民サポーター推進協議会で募集している町民サポーター登録者数が約2,700人となり、当初の目標であった3,000人に迫る勢いとなっております。そこで、この目標を大幅に上方修正し、現在の目標の倍となる6,000人の町民サポーターの登録を目指すため、サポーター入会グッズの購入費用として、体育振興費で156万5,000円を追加するものです。

最後に、昨今の社会情勢や新型コロナウイルス感染拡大などによる物価高騰等の影響で各公共施設での光熱水費が大幅に値上がりし、不足が生じていることから、総務費では、庁舎分で98万2,000円、F S S 3 5 キャンパス分で各法人負担分も含め648万4,000円を、衛生費では、清掃センター分で573万2,000円、地域し尿処理場分で86万円を、教育費では、小学校分で176万9,000円、中学校分で166万2,000円、文化センター分で225万4,000円、図書館分で133万7,000円、そして給食センター分で490万4,000円、総額で2,598万4,000円を追加するものであります。

す。

一方、歳入では、F S S 3 5 キャンパスでの光熱水費につきまして、各法人の負担分が増額となったことから、使用料で 2 5 8 万 6 , 0 0 0 円を追加するものであります。

次に、歳出でご説明いたしました脱炭素先行地域事業に対する国庫補助金で 3 , 1 6 6 万 6 , 0 0 0 円を計上するものであります。また、学校での感染症対策物品の購入経費に対する国庫補助金で 8 5 万 9 , 0 0 0 円を計上するものであります。

次に、心身障害者医療費の増額に伴い、県補助金で 1 2 1 万 6 , 0 0 0 円を追加するものであります。

次に、諸収入といたしまして、F S S 3 5 サテライトオフィス内に設置するボルダリング及び大型トランポリンの設置に対する補助といたしまして、公益財団法人ライフスポーツ財団が実施する子ども活動支援補助金を活用するため、雑入で 1 0 0 万円を計上するものであります。

次に、山辺県北西部広域環境衛生組合への負担金について、当初、補助金の対象とはならない単独事業としていた付帯工事費が国庫補助の対象となり、地方債についての対象額が増加したことから、町債で 3 4 0 万円を追加するものであります。

最後に、今回の補正予算に係る財源を充当後、財政調整基金繰入金を 3 , 4 3 9 万円増額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、債務負担行為の変更といたしまして、当初予算で計上しておりましたごみ収集車の購入を令和 4 年度と 5 年度の 2 か年事業として進めておりますが、昨今の社会情勢や物価高騰などの影響で、部品の調達遅れなど納車までに想定以上の日数を要すること、また、部品価格の高騰により金額に不足が生じることなどから、債務負担行為の期間並びに限度額につきまして、延長及び増額補正するものであります。

最後に、職員の人件費につきまして、民間給与との格差を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を平均 0 . 3 % 引き上げるとともに、特別職の期末手当支給月数を 0 . 0 5 か月分、一般職の勤勉手当支給月数を 0 . 1 か月分引き上げる人事院勧告が行われ、勧告に沿った改正法が公布されました。これに伴い、本町におきましても同様に、職員の給料月額及び勤勉手当の改正並びに議会議員、

特別職及び教育長の期末手当の改正にあわせ、人事異動や会計年度任用職員の任用状況の変動等に伴った人件費の補正予算として、報酬で276万6,000円を、職員手当で551万1,000円を増額する一方、給料で2,478万9,000円を、共済費で613万円を減額するものであります。

続きまして、「議案第47号、令和4年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

既決予算に2億1,248万5,000円を追加し、補正後の予算総額を25億528万1,000円とするものであります。

内容といたしましては、歳出では、保険給付費におきまして、療養給付費、高額療養費、また出産育児一時金が当初の見込みを上回り、予算に不足が生じることから、療養諸費で1億6,823万8,000円を、高額療養諸費で4,088万6,000円を、出産育児一時金で336万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

また、前年度の県交付金の精算に伴う償還金として、諸支出金で8万2,000円を追加するものであります。

一方、歳入では、歳出の増額に伴いまして、県支出金で2億1,024万5,000円を、一般会計繰入金で224万円を追加するとともに、歳出の財政調整基金積立金を8万2,000円減額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第48号、令和4年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

保険事業の既決予算に448万4,000円を追加し、補正後の予算総額を21億7,196万6,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、訪問調査委託料が不足することから、総務費で55万円を、保険給付費で241万1,000円を、地域支援事業費で305万9,000円を、諸支出金で230万円をそれぞれ追加するものであります。

一方、歳入では、歳出の増額に伴いまして、国庫支出金で109万3,000円、支払基金交付金で147万5,000円、県支出金で68万3,000円、一般会計繰入金で123万3,000円をそれぞれ追加するとともに、歳出の介護給付費準備基金積立金を383万6,000円減額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第49号、令和4年度三郷町下水道事業会計補正予算(第1

号)」についてであります。

人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正で、収益的支出につきまして868万4,000円を、資本的支出につきまして141万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

続きまして、「議案第50号、令和4年度三郷町水道事業会計補正予算(第3号)」についてであります。

本会計につきましても、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正と、あわせて電力における価格高騰に伴い、配水に要するポンプ稼働等の動力及び施設管理に要する電気料金の予算に不足が生じることから、収益的支出で328万3,000円を増額する一方、資本的支出で435万8,000円を減額するものであります。

次に、「議案第51号、職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」であります。

本条例は、後ほど議案第55号においてご説明いたします職員の定年等に関する条例等の一部改正についてと関連して制定するもので、令和5年4月1日から定年が引き上げられることに伴い、高年齢層職員の多様な働き方に柔軟に対応するため、部分休業制度を導入し、令和5年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第52号、三郷町スポーツ振興基金条例の制定について」であります。

本条例の制定は、令和5年1月に奈良クラブの新拠点が町内に新設されることに伴うもので、これを機に、寄附を通じてスポーツ振興に寄与することを目的として、その財源の確保を図るため、新たにスポーツ振興基金を立ち上げ、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第53号、FSS35スポーツパークの設置及び管理に関する条例の制定について」であります。

本条例の制定は、FSS35キャンパス内に現在整備を進めておりますスポーツパークを設置することに伴うもので、施設の設置及び使用時間、使用料等について定め、令和5年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第54号、三郷町サテライトオフィス条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、FSS35キャンパス内に町内で2か所目となるサテライトオ

フィスが開設されることに伴うもので、現行の条例に当該施設に関する規定を追加し、令和5年3月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第55号、職員の定年等に関する条例等の一部改正について」であります。

本条例等の改正は、地方公務員法の改正により、定年が引き上げられることに伴うものであります。

内容としましては、現在60歳である定年を65歳まで段階的に引き上げるとともに、60歳に達した管理職は一般職への降任を行う、いわゆる役職定年制を導入するものであります。そのほか、定年引き上げに関連する10件の条例について、国の制度に合わせた所要の改正を行い、令和5年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第56号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、「議案第57号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」及び「議案第58号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」は、関連がありますので、一括して説明申し上げます。

これらの条例改正につきましては、人事院勧告に伴い、国家公務員の特別職の給与が改正されることから、議会議員、町長、副町長、教育長の期末手当等の改正を行うものであります。

内容といたしましては、本年12月の期末手当の支給割合を現行の1.625か月分から0.05か月分引き上げて1.675か月分とし、6月期及び12月期合計で3.3か月分とするものであります。

また、来年度以降の期末手当につきましては、引き上げ分の0.05か月分を6月期及び12月期で均等に振り分け、それぞれ1.65か月分とするもので、本年度分につきましては12月1日に遡及適用し、来年度分については令和5年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第59号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、人事院勧告に伴い、国家公務員の給与が改定されることから、一般職の職員の給与月額、勤勉手当を改めるものであります。

内容といたしましては、初任給及び若年層職員の給料月額を平均0.3%引き

上げるとともに、本年12月の勤勉手当を0.1か月分引き上げて1.05か月分とし、6月期及び12月期合計で2か月分とするもので、給料については本年4月1日から、勤勉手当については本年12月1日から遡及適用するものであります。

また、来年度以降につきましては、勤勉手当の引き上げ分の0.1か月分を6月期及び12月期で均等に振り分け、それぞれ1か月分とするものであります。

続きまして、「議案第60号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」であります。

本条例改正につきましても、人事院勧告に伴い、任期付職員の期末手当を0.05か月分引き上げて、6月期、12月期、それぞれ1.65か月分とするものであります。また、あわせて、先ほど議案第55号においてご説明いたしました定年の引き上げに関連して、60歳を超えた職員の給料水準との均衡を図るため、任期付職員の給料月額の見直しを行い、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、「議案第61号、三郷町手数料条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、現在、住民票の写しや印鑑証明、税関係の証明書について、窓口及びコンビニ等において交付を受ける際、手数料は同額としているところですが、マイナンバーカードの普及促進や窓口業務の効率化、また、窓口の混雑による感染防止を図るため、1年間の期限を定め、コンビニ交付手数料を1件10円とし、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、「議案第62号、三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、子育て支援施策の一層の充実を図るため、子ども医療費の助成対象年齢を現行の15歳から18歳までに引き上げるもので、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、「議案第63号、三郷町スポーツセンター及び三郷町ウォーターパークの指定管理者の指定について」であります。

本施設の管理運営につきましては、現在、株式会社翔成を指定管理者に指定しているところではありますが、その指定期間が来年3月末をもって満了することから、引き続き、同法人を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とするものであります。

最後に、「報告第15号、寄附の受け入れについて」であります。

本年11月15日に岡島正義様から一般寄附として現金10万円をご寄附いただきました。心より厚く御礼を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（伊藤勇二） 以上で提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第23、「発議第5号、予防接種に関する記録の延長を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

発議第5号、令和4年12月7日、三郷町議会議長 伊藤勇二 様。

予防接種に関する記録の延長を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 辰己圭一。

賛成者 先山哲子、高田好子、木谷慎一郎、澤 美穂、木口屋修三、山田勝男、高岡 進。

都道府県知事又は市町村長は、予防接種を行ったときは、予防接種に関する記録を作成し、予防接種を行ったときから5年間保存しなければならないこととされており（予防接種法施行令第6条の2）、予防接種台帳を保有しています。また、予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別、実施の年月日、予防接種の種類及び接種液の接種量等が、記録すべき項目として定められています。

現在の定期接種のワクチンは、数十年という長年のデータ蓄積の上に、安全性と有効性が確認され、任意接種から定期接種となったものばかりです。しかし、予防接種記録の保存期間が5年間であると、諸外国のような大規模な追跡調査や疫学調査ができないと考えられます。日本薬剤疫学会、日本疫学会、日本臨床疫学会、日本ワクチン学会の四学会においても、新型コロナワクチン接種の実施前に、被接種者追跡システムの構築や接種記録の共有等を可能とすることなどを求める共同声明が発出されています。

P H R（パーソナル・ヘルス・レコード、個人の健康・医療・介護に関する情報）やV R S（ワクチン接種記録システム）などで様々なデータを管理する時代に、新型コロナワクチン接種の記録を自身で確認できなくなることは、この間の取り組みに逆行しています。

予防接種記録の保存期間が5年間であると、三郷町に住民登録のある方が、町で新型コロナワクチンや定期接種のワクチンを接種し、将来、何らかの有害事象がおきた際、5年経過後にはワクチンを接種したかどうかの接種記録のデータが残っていないということになります。

そして、ワクチン接種後5年以上経過し、何らかの有害事象が起きた場合、該当する町民は、医療訴訟において重要な証拠である接種記録を提出できなくなる事から、H P Vワクチンや新型コロナワクチン等の接種記録を5年以上保管してもらいたいとの声が多く寄せられています。

また、現行の医師法では、診療録（カルテ）の保存期間は治療が終了した日から5年間、診療画像等は治療が終了した日から3年間となっていますが、大きな病院では訴訟に備えて、5年間以上の記録保存は当たり前に行っていると聞き及んでいます。

よって、新型コロナワクチンやH P Vワクチン等の定期接種を受ける町民の命を守り、将来に渡って責任を持つとの考えやリスクマネジメントの側面からも、接種記録を5年間以上保管するように定める措置を国が行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月 奈良県三郷町議会。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、厚生労働大臣、ワクチン接種推進担当大臣、新型コロナ対策・健康危機管理担当。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） ただいま朗読の発議第5号について、提案理由の説明を求めます。

10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、「発議第5号、予防接種に関する記録の延長を求める意見書」について、提案理由を述べます。

昨年2月から新型コロナワクチン接種が実施され、コロナの発症や重症化を

防ぎ、高齢者をはじめ多くの命が守られました。しかし、一方で、コロナワクチンを接種して亡くなられた方や、ワクチンの後遺症で苦しんでいる方もおられるのも事実でございます。また、後遺症が出ている方に対しては、ワクチンとの因果関係が分からないとされ、何の補償もないのも事実でございます。

そんな中、政府は、コロナワクチン接種における有害事象の実態解明を継続するとともに、診療体制の構築と治療の知見の収集を行うとしています。

予防接種を行ったときは、都道府県知事または市町村長は予防接種に関する記録を作成し、予防接種を行ったときから5年間保存しなければならないこととされておりまして、予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別、実施の年月日、予防接種の種類及び接種液の接種量、そのほかにロット番号が記録すべき項目として定められております。

現在の定期接種のワクチンは、数十年という長年のデータ蓄積の上に安全性と有効性が確認され、任意接種から定期接種となったものばかりです。しかし、予防接種記録の保存期間が5年であると、諸外国のような大規模な追跡調査や疫学調査ができないと考えられます。

一般社団法人の日本薬剤疫学会、日本疫学会、日本臨床疫学会や日本ワクチン学会の4学会においても、新型コロナワクチン接種の実施前に被接種者の追跡システムの構築や接種記録の共有等を可能とすることなどを求める安全性確保に関する共同声明が出されております。

パーソナル・ヘルス・レコード（PHR、個人の健康・医療・介護に関する情報）や、市町村が管理するVRS（ワクチン接種記録システム）などでさまざまなデータを管理する時代に新型コロナワクチン接種の記録を自身で確認できなくなることは、この間の取り組みに逆行しています。

予防接種記録の保存期間が5年であると、三郷町に町民登録のある方が県や市町村で新型コロナワクチンや定期接種のワクチン接種をし、将来、何かの有害事象が起きた際、5年経過にはワクチンを接種したかどうかの接種記録のデータが残っていないということになります。そして、ワクチン接種後5年以上経過し、何らかの有害事象が起きた場合、該当する町民は、医療訴訟において重要な証拠である接種記録を提出できなくなることから、HPVワクチン、つまり子宮頸がんワクチンや新型コロナワクチン等の接種記録を5年以上保管してもらいたいとの声が多く寄せられています。

そんな中、関東2市で薬害に備えて接種記録の保存期間を延長することを決定しました。東京の小平市は接種記録を30年、千葉県の子孫市は10年に延長しました。理由としては、接種から5年が経過してワクチンの副作用による健康被害が発生した場合、自治体や国、医療関係は、法令に従い、5年で接種台帳やVRS(ワクチン接種記録システム)、予診票を破棄してしまうおそれがあります。また、接種された方に証明書を各自保管するように呼びかけていますが、万が一紛失した場合、接種を証明する公的資料がなくなる可能性があります。ということで、何か起きたときのための保険だと説明をされております。

この三郷町でも可能であれば独自に接種記録を延長すべきかと思いますが、ただ、それ以上に国が全国の自治体に対して統一すべき問題だと考えます。よって、新型コロナワクチンや子宮頸がんワクチン等の定期接種を受ける町民の命を守り、将来にわたって責任を持つとの考えやリスクマネジメントの側面からも、接種記録を5年以上保管するように定める措置を国が行うよう強く求めます。

以上が提案理由であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 以上で提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 次に、日程第24、「発議第6号、第9期の介護保険制度改定に向け安心できる介護保険制度を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

発議第6号、令和4年12月7日、三郷町議会議長 伊藤勇二 様。

第9期の介護保険制度改定に向け安心できる介護保険制度を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 神崎静代。

賛成者 久保安正、南 真紀。

政府は、本年3月24日、社会保障審議会介護保険部会を開催し、第9期（2024年度）の介護保険法改正に向けた審議をスタートさせ、年内に取りまとめをおこない、その後、来年1月から始まる通常国会に介護保険法の改正案を提出、6月頃に改正法を成立させようとしています。

その内容として利用料の自己負担の2割負担（現行の2倍）や要介護1、2の訪問介護などの保険給付外し、ケアプラン作成の有料化などを提示しています。いずれも、利用者の大きな負担増とサービスの利用制限につながるもので、到底

容認できません。

そもそも、高齢者の生活は年金引き下げ、物価の高騰、後期高齢者医療費の自己負担増などで逼迫しています。その上にこのような改定が実施されると「制度」はあっても「介護サービス」は使えないものになり、被保険者の介護状態は悪化し、家族介護の負担が大きくなると危惧するものです。

介護保険制度が必要なサービスを提供し、介護のある暮らしを守る制度として、誰もが安心して介護保険制度が利用できるよう、下記の事項について強く要望するものです。

記。

- 1、介護保険の自己負担を原則2割負担にしないこと。
- 2、要介護1・2の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行しないこと。
- 3、ケアマネージメントの利用者負担導入（ケアプラン作成有料化）をしないこと。
- 4、介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院の多床室（相部屋）室料負担を新設しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2022年12月、奈良県三郷町議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） ただいま朗読の発議第6号について、提案理由の説明を求めます。

1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、「第9期の介護保険制度改定に向け安心できる介護保険制度を求める意見書」についての提案理由を述べます。

介護保険制度は、たとえ介護を必要とする状態になっても、自らの意思で自分らしい生活が送れることを理念に制度が発足しました。しかし、幾度となく介護サービスの利用が抑制され、負担増が強いられてきました。

2025年には65歳以上の人口が3,600万人から3,900万人に増え、3人に1人が高齢となるというデータがあります。超高齢化社会を前に、個人の尊厳ある生活を保障する抜本的な公的介護保険制度への転換が必要です。介護を受ける高齢者の尊厳を守り、介護を行う家族等の負担を減らし、介護を支える事

業者・従事者が希望を持てるようにするべきです。

1の介護保険の自己負担については、現在、ほとんどの人が1割負担で介護サービスが受けられていますが、これが単身者で年金を含む年収200万円以上などに対象者が拡大されれば、その方たちの家計は圧迫され、介護サービスの利用控えが起き、必要な介護を受けることができなくなります。

2については、財務省は要介護1・2の方を軽度者と定義しましたが、決して介護状態が軽いわけではありません。とりわけ認知症がある要介護1・2の方への介護は、高度な専門知識と経験、技術が必要です。介護支援の仕方一つで利用者本人の心身に支障を来したり、生活状況が悪化します。介護保険から外され、必要な介護を受けることができなくなれば、利用者、家族の負担は計り知れません。また、介護を支える事業所の大幅な減収になることから、介護事業所等の経営破綻、閉鎖等により、行き場をなくした介護難民の発生や介護崩壊も危惧されます。また、介護保険制度の根幹に関わる制度の変更は、受け皿となる市区町村の総合事業の基盤整備が進んでいない中で、自治体の財政上の負担も軽視できません。要介護1・2の訪問介護、通所介護、地域支援事業に移行すべきではありません。

3の介護サービスを受けるために必要なケアプランをケアマネジャーに作成してもらった費用は、現在、全額公費負担で賄われています。なぜなら、ケアプランの作成は、介護を受けながら尊厳ある暮らしを営むことを国が公的に保障しているからです。自己負担が導入されれば、利用者や家族によるケアプラン作成、セルフプランなどが増加し、ケアマネジャーの専門性が発揮できず、相談支援の保障を国が放棄することを意味します。支援相談の入り口を閉ざしてはなりません。また、有料化は家計を圧迫し、介護サービスが必要な利用者、家族等の利用控え、相談控えにつながります。

4の多床室については、在宅での生活が困難な要介護の低所得者のついの住みかとなっており、セーフティネットとして大きな役割を果たしています。新たに室料負担となれば、利用料を負担できなくなる高齢者も増加します。介護保険以外でも後期高齢者医療費の自己負担増や年金の引き下げ、物価の高騰など、高齢者の生活全般がさらに厳しい状況となっている中、このような改定が実施され、制度がこれ以上後退すれば、制度はあっても介護サービスが使えないものになり、被保険者の介護状態は悪化することが危惧されます。また、介護をする家族の負

担が大きくなり、介護地獄、介護殺人を招く原因にもなりかねません。介護保険制度が必要なサービスを提供し、誰もが安心して利用できる制度にするためにこの意見書を提案いたしました。

以上です。

議長（伊藤勇二） 以上で提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 次に、日程第25、「発議第7号、三郷町議会の議員の定数条例の一部改正について」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

発議第7号、令和4年12月7日、三郷町議会議長 伊藤勇二 様。

三郷町議会の議員の定数条例の一部改正について。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 辰己圭一。

賛成者 黒田 孝、先山哲子、高田好子、木谷慎一郎、澤 美穂、木口屋修三、山田勝男、高岡 進。

三郷町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例。

三郷町議会の議員の定数条例（昭和30年1月三郷村条例第1号）の一部を次のように改正する。

「13人」を「12人」に改める。

付則。

この条例は、次の一般選挙から施行する。

次のページには、新旧対照表を添付しております。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） ただいま朗読の発議第7号について、提案理由の説明を求めます。

10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、「発議第7号、三郷町議会の議員の定数条例の一部改正について」、提案理由を述べます。

現在、我が国では、本格的な少子高齢化により人口減少が着実に進む中、少子化対策や地域活性化対策が急務となっており、本町においても、将来を見据えた財政見通しや人口の推移、他自治体の動向を踏まえながら、議員定数についても

対応する責務があると考えました。

以前より町民の方々から定数を減らすべきとの厳しい意見が多く寄せられており、それに加えて、近隣の同規模の自治体でも議員定数の削減を行っており、こういった現状を踏まえ、今回の条例改正案については、次の一般選挙から現行定数の13人から1人減の12人に削減をするものであります。

三郷町議会では、議員全員で6月の議員懇談会で議員定数の削減を含めた議会活性化について議論を重ね、引き続き9月からは全員協議会において検討の中で、異なる意見がぶつかり合いながらも活発な議論が行われた意義は非常に大きいと思います。

その中で、まず、議員定数を削減した場合でも議会運営は機能するかということについて議論をしましたが、以前、議員定数が13人のところ12人で議会を運営していたことがあり、問題なく運営できていたことが分かりました。

また、議員定数を奇数、偶数にするのかということで議論をしましたが、全国の議会を調べてみました。参考にお話をしますが、926町村を調べてみますと、奇数が152町村、偶数が774町村で、偶数が84%を占める結果でした。また、町村を拡大して全体の1,741市町村で調べてみますと、奇数が308、偶数が1,433であり、同じ傾向で実に82%が偶数でありました。定数を偶数にしている理由としては、採決は出席議員の過半数の賛成で決めますが、これが過半数原則です。この場合、議長には表決権はなく、可否同数になった場合に議長の裁決権が認められています。つまり、奇数だと表決に参加する議員が偶数になり、表決結果が可否同数になる可能性が高まります。その場合、議長裁決の機会が多くなることから、中立的な立場の議長が多くの事案を決めることは議会として好ましいことではないかと考えます。

また、議会や議員活動が多くの町民にとってあまり見えるものではないという中で、インターネット議会中継システムの導入など、議会の在り方について意見がたくさん出され、今後の方向性が見えてきたかと思っております。しかしながら、常任委員会の定数や議会基本条例の制定などを含め、議会の活性化・改革については、引き続き話し合いを進めていかなければなりません。議員定数については議論が出尽くしたかと思えます。

定数を削減して終わりではなく、削減をきっかけに議員として自らの資質を高め、民意を効果的に反映させるかを基本にしっかりと仕事をするのが大事だと

思っております。

以上が提案理由であります。議員各位においては、重い決断をしなければなりません。ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤勇二） 以上で提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（伊藤勇二） それでは、審議日程及び委員会付託については、さきの議会運営委員会において決定されておりますので、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。（別紙 1 頁～ 6 頁）

以上でございます。

議長（伊藤勇二） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

暫時休憩します。再開は午前 10 時 50 分とします。

休 憩 午前 10 時 30 分

再 開 午前 10 時 49 分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（伊藤勇二） 日程第 26、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則第 55 条、同一議員につき同一の議題について 3 回を超えることができないと規定されています。また、第 56 条の規定により、質問、答弁合わせて原則 1 時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第 61 条第 3 項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力の下、運営が円滑になされますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、通告順 9 番、木谷慎一郎議員から一般質問の通告がありましたが、本日、欠席届が提出されましたため、三郷町議会会議規則第 61 条第 4 項の規定に基づき、木谷慎一郎議員の一般質問は行いません。

それでは、6 番、高田好子議員。一問一答方式で行います。

6 番（高田好子）（登壇） 皆さん、おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般通告させていただきました1問目の項目、不登校児童生徒への支援について質問させていただきます。

文部科学省が毎年行っている調査によると、全国の小中学校で2021年度に不登校だった児童・生徒は24万4,940人で過去最多となり、増加は9年連続で、しかも、前年度に比べて25%もの増加率は過去に例がなく、特に直近5年間に急増しているという結果も出ており、不登校数は、今年発表の数値よりも来年度発表される数値のほうがさらに増加するとの予想もされています。将来を担う多くの子ども達が不登校となり、学校へ行くことができなくなっていることに改めて驚かされ、胸が痛みました。大きな課題に対して早急な対応が必要だと考えております。

文部科学省の不登校に関する調査研究協力者会議の報告の中で、不登校の要因は、無気力、不安が最も多く、半数を占め、不登校児童生徒が増加する背景として、コロナ禍による人々の意識や生活環境の変化、生活リズムが乱れやすい状況であることや、学校活動においてさまざまな制限のある中で交友関係が築けないなど、登校意欲が低下した状況などが示されております。

表情が見えないマスクでの生活や成長に欠かせない人との関わりに制約をかけられた生活の中で、子ども達は今とても不安定化し、生活リズムが壊れやすくなっており、給食を黙って食べる黙食や友達と遊ぶ時間や部活動の自粛、行事が減ったことなどで先生や友達との人間関係が作りにくくなったり、ストレスを発散する機会が減り、大きな不安感を抱いていると思われれます。また、コロナ感染予防のため学校を休むということへの心理的なハードルが下がったことや、いじめの低年齢化も不登校の増加に影響しているとも言われております。

文部科学省の調査では、10年前の学年別のいじめ件数を見ると、中学1年生が最多でした。ところが、現在は、いじめ件数が最も多いのは小学2年生とされ、小学1年生でも集団無視などの実例があり、小学校低学年児のいじめ自体が増えているのだと感じました。他の調査結果では、学校内外のいずれかの機関でも相談指導を受けていない児童・生徒が34.3%あったとされており、こうした児童・生徒を早く掌握し、適切な支援につなげていくことの必要性が求められております。

さらには、不登校児童生徒本人や保護者へのアンケート調査のうち、学校を休

んでいる間の最初のきっかけとは別に学校に行きづらくなる理由として、「勉強が分からない」が最も多く、欠席中の学習支援の重要性を再確認される結果となりました。

これらの各調査結果からは、現在不登校の要因や背景、不登校である期間やその受け止め方は個々の状況によって多様であり、支援に対するニーズも多岐にわたっていることが見えてきます。

こうした結果を踏まえて、不登校に関する調査研究協力者会議は、誰一人取り残さない学校づくり、不登校傾向にある児童・生徒に関する支援に対するニーズの早期把握、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保、不登校児童生徒の社会的自立を目指す中長期的支援を掲げ、今後、重点的に実施すべき施策と、個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援の方向性が示されております。

そこでお伺いいたします。不登校児童生徒の現状はどうでしょうか、本町の状況についてお聞かせください。先ほども述べましたが、今、小学校の児童の不登校の増加率が高くなっているということです。不登校児童の傾向ですが、小学校と中学校ではどういった割合になっているのかもお聞かせください。また、年度間に30日以上欠席する児童の生徒数、また、30日以上欠席ではないが、いわゆる不登校予備軍と言われる児童・生徒の現状、ほかにもコロナ禍が原因となる、長引けば不登校になる不安欠席症の現状など、どうでしょうか。また、不登校に至った要因や、不登校の児童・生徒本人、保護者への対応、相談体制の状況もお聞かせください。よろしくお願いたします。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、高田議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和4年10月27日に公表されました文部科学省の調査によりますと、小中学校における不登校の児童・生徒を含む長期欠席者の数が過去最多の41万3,750人となり、うち不登校児童生徒数は24万4,940人で、9年間連続して増加し続けております。また、今年、新型コロナウイルス感染回避による長期欠席者は5万9,316人であり、令和3年調査時から3万8,411人増加となっております。

さて、本町の現状でございますが、まず、不登校の直近の人数につきましては、三郷小学校は6人、三郷北小学校は3人、三郷中学校は17人の計26名、次に、

年間30日以上欠席する長期欠席者につきましては、三郷小学校は7人、三郷北小学校は6人、三郷中学校は18人の計31名。年間30日以上欠席ではありませんが、いわゆる不登校予備軍といわれる児童・生徒につきましては、各学校に数人程度在籍しており、また、コロナ禍が原因となる不安欠席の状況につきましては、三郷小学校では1人、三郷北小学校及び三郷中学校にはいておりません。

次に、不登校に至った要因につきましては、主に無気力・不安、生活リズムの乱れ・遊び、学業不振、友人関係等が挙げられます。

さて、このような状況の中、本町の取り組みですが、不登校児童生徒を取り巻く環境が抱えている課題について、学校や関係機関で構成された不登校対策連絡会の中で情報共有を図り、不登校の児童・生徒のみならず、欠席が増えつつある児童・生徒に対しても個々の状況に応じた支援を行っております。

次に、保護者への対応、相談体制の状況ですが、学校現場では、家庭訪問を頻繁に行い、保護者や児童・生徒と直接会い、様子や不安なこと等を確認しながら相談体制を整えております。また、本町では、地域BWAを活用し、自宅にいながらリアルタイムに遠隔授業で参加できるドリームスクールを計画しておりましたが、国のGIGAスクール構想が前倒しになったことにより、今では1人1台のChromebookを活用し、オンラインでの授業の様子やクラスメートとの会話ができる場所も勧めるなど、少しずつではありますが、登校に向けてさまざまな取り組みを行っているところであります。

今後におきましても、引き続き、SDGsの理念であります誰一人取り残さない社会を目指し、学校及び関係機関で連携しながら、不登校傾向にある児童・生徒にしっかり寄り添い、個々の状況に応じてフォローしてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 高田議員、再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） 今、部長のほうから、不登校児童も聞いています、ちょっと増加傾向というか微増しているのではないかなと思ったのと、あとは、対応等も相談体制を整えているということで確認もさせていただきました。

本町は、これまで児童・生徒の不登校対策として、専門的な知識を有するスクールカウンセラーの配置や、生徒の悩みを気さくに相談できる心の相談員の配置、専門機関での相談を行うメンタルヘルス相談業務委託、不登校対策指導主事、不登校対策連絡会による児童・生徒の情報共有や現状報告、対応等の協議を行って

いただいていることや、先ほどもありましたが、オンライン授業等を実施してきているケースもあるということで、相談体制の充実に取り組み、効果も上がっていると思われ、先生方もいろいろと苦勞していただきながら、子ども達の個々の状況に応じてさまざま対応し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応に努めていただいていることは高く評価をしております。しかしながら、こうした取り組みは、どちらかというとな登校になる前の段階の未然防止策の効果があるものの、一方で、一旦学校へ来れなくなり不登校となった生徒への支援策としては、まだまだ不十分であると考えざるを得ないと思っております。

今回の不登校への支援について質問するに当たり、以前不登校だったお子さんのお話を思い出しました。中学校卒業間近に突然不登校となり、高校受験もしたものの、半年で退学、その後、民間のフリースクールに通い、高卒認定を取得し、大学に行かれ、無事卒業されて、現在は社会人として会社勤めをされているとお聞きいたしております。その当時は、今とは違い、学校へ通わなければならないという神話は根強くあり、世間から取り残されたような孤独感で親子でいっぱいになられたそうです。とても息苦しい日々が続いたとのことでした。しかし、フリースクールに通い、徐々に元気になったことなどをお話しされており、学校以外に行く場所や居場所の大切さを改めて深く考えさせられました。

2017年に施行された教育機会確保法は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律で、不登校児童生徒に対しては、学校復帰のみを目的とするのではなく、社会的な自立を目指すとして示されており、今後はさまざまな場面において教育機会の保障に取り組んでいく必要があると考えます。

現在、不登校の子どもに対しての支援は、不登校特例校や適応指導教室、教育支援センター、サポート校などでさまざまありますが、教育機会確保法では、国では不登校はどの児童・生徒にも起こり得るとしており、不登校児童生徒の休養の必要性も認め、学校以外のフリースクール等での学習を国や自治体が支援すると明記し、小中学校との連携を求めるなど、不登校の子ども達の学びを支え、進学や就職の希望がかなうような環境づくりも重要とされております。

このように学校の在り方も問われる中で、最も大切なのは、子ども本人の意向でどんな選択でも受けられるように学校内外に多様な学びの場を整備することが一層求められるのではないのでしょうか。さまざまな状況を抱える子どもにとって、

いろいろな場所があったほうが、選択肢の中から居心地のいい空間を選ぶことができます。子どもを取り巻く環境整備として、学校以外の居場所、フリースクールは大事な選択肢の一つであると感じております。もちろん、ただ場所を設置するというだけではなく、財源や専門的知識を有する人材の確保など、たくさんの課題があることは十分に承知しております。しかし、子育てするなら三郷町、教育するなら三郷町と教育大綱基本目標を掲げております。三郷町で生まれ育ち、未来ある子ども達のためにも、学校以外の居場所としてフリースクールの設置を検討すべきと考えますが、本町のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

学校へ行かない上、外出もしない児童・生徒のひきこもりをなくすきっかけとなるフリースクール、いわゆる同じ境遇の仲間と出会える居場所へ足を運ぶことは、自宅以外の場所で家族以外の人とつながり、家庭では得られない社会性を身につけることが可能かと思えます。しかしながら、設置となると、不登校対策の本来の目的であります小中学校へ登校してもらおうということが薄れてくることも考えられ、また建物、教員免許等の資格を持つスタッフなど人件費等、かなりの経費が必要となってまいります。

本町といたしましては、不登校対策連絡会で不登校になった原因などを学校現場と情報を共有し、先生方が頻繁に家庭訪問や心のケアを行うなど、児童・生徒に寄り添っていただいております。そういったことから、議員ご提案のフリースクールの設置ではなく、少しでも多くの児童・生徒が学校へ足を向けてもらえるよう、今後もこの取り組みを継続することに注力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 高田議員、再々質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） 今、部長のほうからフリースクールについてお聞かせもいただきました。確かに、学校に戻っていただくことが大前提ですけれども、まずは社会性を取り戻してもらおうということも心に置いていただきたいなというふうに思っております。

先ほども述べましたが、不登校児童生徒は、さまざまな背景、不登校の要因があるため、支援も個々に合わせた内容で実施され、学校復帰に限らない、それぞれに合ったサポートの在り方が求められております。

保護者の方は、自分の子どもが学校に行けない、行きづらい状況が続いて、世間体も含めて悩みを抱えている方が多くおられます。保護者に対するフォローもしっかりとさせていただく必要があると思います。

また、長引くコロナの中で心の悩みを抱え込む児童・生徒が一定数いることも示されております。

さまざまな状況にある子ども達が安心して過ごせる居場所づくりとして、フリースクールの果たす役割は非常に大きいと思っております。ぜひそれぞれの居場所をつくってあげることに取り組んでいただきたいと強くお願いいたしまして、私の1問目の質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。6番、高田好子議員。

6番（高田好子）（登壇） それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

食品ロス削減のさらなる取り組みについてでございます。まだ食べられる食品が捨てられる食品ロス削減は、世界共通の課題であり、国連のSDGs（持続可能な開発目標）の17のターゲットの一つとして掲げられており、日本の具体的な目標は、2030年までに家庭系や事業系の食品ロスを2000年度比の半分、約489万トンまで減らす目標が定められております。

2020年度の食品ロスの推計値は522万トンとなり、前年度より48万トンの減少（マイナス8%）となりました。このうち事業系食品ロス数は275万トンで、前年比より34万トン減少（11%）となり、また、外食産業が前年度より21万トン減少の81万トン（マイナス21%）と、業種別では最も削減が多く、2012年度の推計開始以降最少となりました。

農林水産省によると、コロナ禍で外食産業の営業自粛などで需要費が減り、減少につながったものの、小売での値引き販売や需要予測の精緻化による無駄にならない仕入れなど、企業努力も多く進んだとしています。一方、家庭からの食品ロス量は247万トンで、前年度より14万トン減少（5%）となりました。家庭の食品ロスについては、市町村による実態調査をもとに環境省が推計をしており、家庭からの食品ロスの推計開始以降、最も減少したと言われております。環

境省によると、コロナ禍で在宅時間が増え、家族が共に食事をする機会が多くなったことで食への関心が高まったことも影響しているのではないかとされておりま

ります。
食品ロス量については、政府は6年連続で前年度より減少しているとしています。とはいえ、522万トンの食品ロス量は、WFP（国連世界食糧計画）が各国に食品援助する420万トンより100万トンも多く、一方、国内では7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われる中、これだけの食品ロスが出ているということになります。食品ロス削減はSDGsのターゲットの一つであり、物価高騰で食料問題が社会的課題となっている今、国民運動として目標達成には一層の取り組みが欠かせないと考えております。

そこでお伺いいたします。本町として、食品廃棄物の分別収集等、さまざまな取り組みを行っていただいておりますが、これまでの食品ロス削減に対する取り組みについてお尋ねをいたします。

また、2019年の食品ロス削減推進法の施行に伴い、基本方針を踏まえ、より積極的に食品ロス削減を推進するため、食品ロス削減推進計画の策定を行うべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

食品ロス削減に向けた普及啓発の取り組み、園児や小学生を対象とした環境学習として食品ロス啓発ポスターの作成等で子どもから家庭へ普及することもあわせて検討してはどうでしょうか。お考えをお聞かせください。よろしくお願

いいたします。

議長（伊藤勇二） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の2問目のご質問にお答えいたします。

「ごちそうさまでした。楽しい食事が終わり、席を立つ……。その前に、ちょっと待ってください。お皿に料理が残っていませんか。飲みかけのコップが置かれていませんか。それ、あなたが発生させた『食品ロス』です」、これは、食品ロス削減月間に合わせて10月広報にて掲載した「食品ロスについて考える」という特集記事の冒頭部分です。ちょっとご紹介させていただきました。

皆様ご承知のとおり、食品ロスとは、食べ残しや売れ残りなどによって、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、日本でまだ食べられるのに廃棄される食品ロスの量は年間522万トンになります。これは、世界中で飢餓に苦

しむ人々に向けた年間の食料支援量420万トンの1.2倍に相当します。また、国民1人あたりに換算しますと、毎日、お茶わん約1杯分の食べ物を捨てている計算になります。

さて、本町における食品ロスに関する取り組みについてでございますが、社会福祉協議会と35こども食堂ボランティア連絡会が中心となって、令和3年5月からフードドライブ&フードパントリーを行っております。これは、未開封の食品や未使用の日用品をご寄附いただき、生活支援を必要とする方に無償でお渡しする取り組みで、これまでにフードドライブは6回、フードパントリーは7回開催し、今後も定期的に参加する予定であります。

また、給食センターでは、各学校、南畑幼稚園のクラスごとの給食残食量を記録しており、このデータをもとに子ども達の嗜好を分析し、今後の献立に反映させることで残食発生を抑制をしております。

ほかにも、食品ロスからつながるごみ対策として、給食センターにおいて調理の際に出る残菜や学校・幼稚園からの残食を分解処理して液肥を生成し、住民の皆様へ提供しており、西部保育園では独自で残菜や残食を生ごみ処理機で処理しております。

また、清掃センターでは、平成27年10月から信貴山地区の一般家庭約140世帯と信貴山の旅館をはじめ町内13の事業所にご協力いただき、生ごみを分別処理し液肥化する生ごみ資源化モデル事業に取り組み、令和3年実績で約150トンの生ごみを資源化いたしました。

普及啓発活動につきましては、広報と一緒に配布しております年4回発行のごみ減量ニュースにおいて、本年9月号で食品ロス削減についてを、12月号では生ごみ減量に関する記事を取り上げました。また、先ほどご紹介いたしました10月の広報では食品ロスの特集をいたしました。その他の取り組みとして、議員よりご提案いただきました子ども達による食品ロス削減啓発ポスターの制作についても、学校等と協力し、今後進めていければと思っております。

食品ロス削減推進計画の策定につきましては、既存の一般廃棄物処理基本計画が来年度改定時期となりますので、その計画の中で対応できればと考えております。

また、全国391の市区町村が会員となっている食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワーク、全国おいしい食べきり運動ネット

ワーク協議会へ本町も参加し、協議会を通じて他の自治体と食品ロス削減に向けた施策についての情報交換や共同キャンペーン等の実施により、食品ロス削減に向け取り組みを一層強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 高田議員、再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） 今、部長のほうから現在までの取り組みについてさまざまお伺いをさせてもらって、本当に三郷町は食品ロスに対して前向きに取り組んでいただいているなというふうに評価いたしております。また、食品ロス削減推進計画については、来年度のごみ処理基本計画の中に盛り込んでいただけるということで、しっかりそちらのほうも計画していただきたいなというふうに思っております。

先ほども、啓発としてポスターの作成等に当たっては、まず、ご家庭で我が家でできる食品ロス対策という話をする機会をしていただきたいということも含めております。既に進めてもらっていると思いますが、小中学校では、食品ロスに関心を持っていただいたり、また、削減に対しても意識を持っていただいて、身近な取り組みを感じることで生活意識が変わることは、将来的にも子ども達にとっても大事なことだと思っておりますので、教育現場のほうでもいろいろと訴えていただきたいと思っております。

住民の皆さんがそれぞれの立場で食品ロス削減に自発的に取り組んでいくようにするため、その重要性についての理解と関心の増進等のための教育や普及啓発の施策が必要であると考えます。コロナ禍でイベントや研修は難しいかもしれませんが、もっと食品ロスのことを知っていただく意味でも、パネル展示や環境展、ごみ削減フェスタ、消費者啓発の出前講座などを開き、さらに普及啓発に取り組んでいただきたいと思っております。

また、先ほどもありましたが、現在、こども食堂で実施しておりますフードドライブへの寄附は、大変大きな削減効果があると思っております。買い過ぎた食材や贈答品など余ったものを社会福祉協議会にお持ちいただいております。しかし、毎月ではなくて、年間で2、3か月に1度ぐらいの開催で常設ではないので、まだまだフードドライブをやられているのを知らない住民さんが多くおられると思っておりますので、寄附をしやすくするためにも常設のフードドライブの窓口を設置してはどうでしょうか。例えば役場の入り口であったり、文化センターの入り口

など、役場に来られた際に、ちょっと、じゃあ、自分とこで余ったものを箱に入れていただくとか、また、あと、のぼりなどを立ててフードドライブをやっているんだということをアピールもしていただきたいなというふうに思っております。

10月は、先ほど部長もありましたけれども、食品ロス削減月間に当たっていることから、今年は広報「さんごう」10月号で食品ロスについての特集も組んでくださったように、今後もSNS等も活用しながらさらに取り組みを続けていただきたいと思います。また、フードドライブの常設等についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

食品ロス削減目標を達成するために全国でもさまざまな取り組みがなされております。京都市や明石市等で設置されている食品をお得に買えて食品ロス削減に気軽に貢献できる無人販売機 f u b o（フーボ）の設置や、新潟県や茨木市などでは、廃棄されてしまう食品と消費者のニーズをマッチングさせることで食品ロスの発生や無駄を減らす仕組みとして自治体向けフードシェアリングサービスや、みんなの冷蔵庫、街角冷蔵庫という考えのもと、コミュニティフリッジなど、寝屋川市や堺市、岡山県などでも進められております。

我が三郷町にはお店も少なく、企業も少なく、取り組みが難しい面もありますが、三郷町だからできる食品ロス削減はあると思いますので、先進事例なども参考にしてもらい、2030年の削減目標に向けて、地域住民の食品ロスへの関心を高めて、一人ひとりが食品ロスの問題を他人事ではなく我が事として捉えられ、具体的な行動に移して定着させていく契機となるよう、食品ロス削減のさらなる取り組みをお願いし、ご答弁をお聞きして、私の2問目の質問を終了させていただきます。

議長（伊藤勇二） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） それでは、高田議員の再質問にお答えいたします。

ただいま議員よりいろんな取り組みをご紹介いただきました。なかなかハードルの高いものもございます。全てを一遍にとはいきませんが、2030年までに食品ロスを半減させるというSDGsの目標達成に向けて、取り組みを加速させる必要があるということは承知しております。

先ほど申し上げました取り組みも継続しながら、まずは啓発の強化を図りつつ、できることから、例えば意識づけのための出前講座や、インクルーシブの観点からも、生活困窮者、ひとり親家族、独居高齢者などの支援を充実するために、先

ほど議員からも提案ございましたフードパントリーの回収ボックスの常設などを関係機関と協力し、実施に向けて前向きな検討を行ってまいりたいと思っております。

また、議員おっしゃいますように、子ども達が家に帰ってちょっとでも食品ロスのお話をするとといったことも、家庭での意識を少しでも変えることにつながると思いますので、学校向けに先ほど申しあげました出前講座を開催するなど、教育委員会やこども未来課と連携しまして、子どもをターゲットとした取り組みにも今後努めていければなと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 6番、高田好子議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1番（神崎静代）（登壇） それでは1問目、予約制乗合タクシーの運用の見直しをということで質問をいたします。

2011年12月から予約制乗合タクシーの実証運行が始まり、ちょうど11年が経過しました。日本共産党三郷支部委員会と町会議員団が10月にアンケート調査を行いました。その中で、予約制乗合タクシーについては、利用されている方から、便利がよいので利用することが多々ある、ありがたいですというご意見をいただいています。ただ、この方も含め利用されている方の26.4%が日曜・祝日運行の実施や、王寺駅までの料金の引き下げを望んでいます。そのほかにも、王寺駅南側に降車場所を設置してほしい、料金を300円から200円に下げしてほしい、運行時間を広げてほしいなどの意見も寄せられています。

11年がたち、利用が広がるにつれて住民の方々のニーズも多様化しています。当初は、土曜・日曜・祝日は運行していませんでしたが、途中から土曜日は病院の診察もあるということで、土曜日には運行されるようになりましたけれども、予約制乗合タクシーをより便利なものにするために、こういったいろいろなニーズについて、運用について見直してはいかがでしょうか。

また、予約制乗合タクシーの使い方が分からないという声も複数寄せられています。広報等で時々問い合わせ先などを周知していただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、神崎議員の1問目のご質

問にお答えさせていただきます。

予約制乗合タクシーにつきましては、平成23年12月から実証運行を実施し、平成25年4月から本格運行を行っております。そして、これまでに7,300人余りの方々にご登録いただいております。利用状況といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の令和元年度では、年間利用者数が延べ2万3,678人、1日平均で81.6人の方々にご利用いただいております。毎年、順調に利用者数が増加しております。そして運行開始から11年が経過いたしました今、住民の皆様にとってなくてはならない公共交通として定着しております。

ご質問にあります、今回いただいたご意見の中で、バス路線や鉄道の利用に影響を与える可能性のある運賃の値下げ、並びにタクシー事業者への影響や路線バスの停車スペースなどの関係によりまして、王寺駅南側への乗降場の設置は考えておりませんが、ほかの今回のご意見につきましては、参考にさせていただきたいと考えております。

そして、また将来的には出発地から目的地までを一つのサービスとして提供できるMaaS（マース）を取り入れ、他の交通機関との連動、例えば電車の時刻表と連動させるなどによりまして、住民の方々のさらなる利便性の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、ご指摘のありました利用方法の周知につきましては、多くの方々に利用方法などがご理解いただけるよう、定期的に広報等を活用し、お知らせさせていただき、誰もが使いやすい予約制乗合タクシーを目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 神崎議員、再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） できることについては見直しを考えてるというご回答だったと思います。広報等でも12月号にも早速お知らせをしていただいで、それはよかったなと思っております。ありがとうございます。

特に考えていただきたいと思うのは、日曜・祝日の運行については、以前は、始まった当時はお医者さんとか、そういうところを中心に考えておられたんですけども、最近は本当にそれ以外にもいろいろ、買物とか、それからいろんなサークル等へ出かけたり、コミセンに来られるときなんかにも利用されてる方が多

いです。日曜日とか祝日でも出かけたというような方が結構おられて、遠くに住んでいる子ども達が来て送ってくれるというようなこともなかなか、いつもいつもはできないので、やっぱりそれがあると便利だという声がすごく寄せられます。その辺のことは特に考えてほしいなと思っておりますので、よろしく願いします。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。神崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、いろいろさまざまなお意見をいただきまして、日曜・祝日というのがかなりニーズが高いのかなというふうにお聞きして感じております。いろんな意見の中で、乗合タクシーにつきまして便利がいいという意見も多々いただいております。ありがたく思っているところでございます。そういった利用者の方のニーズをしっかりとつかんで、今後、また費用対効果であったり、そういったところをしっかりと見極めた上でさまざまな方向で検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1 問目の質問は終了しました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。1 番、神崎静代議員。

1 番（神崎静代）（登壇） それでは、2 問目の質問に移ります。

県道信貴山線の歩道の改善をとということなんですけれども、県道信貴山線の三室地区の歩道については、私が議員になった20年ぐらい前から、何とかならないかという声がずっと寄せられています。今回行ったアンケート調査でも、「あまりに狭くがたがた。ベビーカーや車椅子が通れない」「車椅子などの移動ができないのはあまりにも不安」「通学路の安全確保はもちろんですが、町内の歩道をしっかり確保してほしいものです。観光道路の歩道の安全性」を、また、「国・県・町道により行政責任のすみ分けがあるのだろうけれども、住民にとってはあずかり知らないことであり、安全・安心の歩行を確保されることが重要」「県道信貴山線は、側溝の上が歩道になっているが、狭くて歩きにくいので改善できないか」等々、三室の方からたくさんこういった声が寄せられています。

15年ほど前、県が側溝の蓋を試しに1区画、新しい型のものに変えたことがあります。写真を添付しておりますけれども。今あるのは、真ん中のところがく

り抜いているので、両方合わせるとちょっと穴になって歩きにくいとか、不安を感じるといったものなんですけれども、これは真ん中のところで水がはけるようになってるタイプなんですね。これを試しに1区画、つけ替えたことがあるんですけども、住民からは、こっちのほうがすごく歩きやすいから、これにつけ替えてほしいというご意見をいただきまして、県のほうにも伝えましたけれども、その後何の進展もありませんでした。

そのほか、ガードレールももう少し圧迫感のないようなものにできないか、道路の拡幅というのはなかなか難しいと思いますけれども、側溝の蓋とかガードレールなど、少しでも歩きやすくなるように腰を据えて改善させるよう県に強く働きかけるべきだと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。神崎議員の2問目のご質問にお答えいたします。

県道信貴山線（県道236号線）は、三郷町内を東西に横断し、国道25号に接続することから、非常に交通量が多く、町内における主要幹線道路の一つとなっております。

県道信貴山線の三室区間につきましては、車道が片側1車線の2車線道路となっており、両側にガードレールで区切られた歩道が設けられております。歩道の有効幅員が60センチほどしかなく、人1人が歩けるのがやっとで、車椅子やベビーカー等の通行、雨の日に傘を差すと歩行者同士が対向することも非常に困難な状態となっております。

また、歩道が側溝の上面、いわゆる側溝蓋を利用していることから、コンクリート等の劣化によるがたつきや、蓋と蓋の間に隙間が発生するなど、危険な箇所も見受けられます。

本道路は、車両だけでなく、歩行者にとっても代替道路がない重要な歩行者動線となっており、一部区間は通学路にも指定されていることから、町としても歩道の改良が必要であると認識しております。しかしながら、本道路両側に住居が連なっていることから、拡幅などの抜本的な改良は進めにくい状況ではありますが、少しでも安全に利用できるよう、ご質問にありました側溝の改修や部分的な補修を含め、県に引き続き粘り強く、またさまざまな機会を捉え改良の必要性を訴えてまいりたいと考えております。

本町といたしましても、県への要望も含め、安心・安全な道路環境の形成に鋭意努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 神崎議員、再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 頑張っ取組んでいただくというお返事だったんですけども、私が議員になった1999年のことです。初めての一般質問のときに、県道椿井王寺線の側溝、一部蓋がないところがありました。それは、三郷町から平群町に入って5メートルぐらいのところだったんですけども、夕陽ヶ丘とかの方々が生協とか買物に行かれるときに、交通量が多いということもあるために、車をよけようとして歩行者とか自転車が側溝にはまるというようなことがありまして、側溝の蓋をしてほしいという、私、質問をしたんですね。場所が県道であり、おまけに平群町だったものですから、私も平群町の役場まで行ってお願いもしましたけれども、町も平群町とも相談をして県に要望していただいて、2000年の8月に蓋が設置されました。

また、2000年3月に、若草橋と昭和橋の間に土手に上がる階段が四つあるんですけども、その階段に手すりをつけてほしいという要望が寄せられました。早速、町のほうに要望しましたけれども、大和川は国の管轄なので、なかなか話が進みませんでした。が、当時の部長が粘り強く交渉していただきまして、最後には部長が、こんなん大した額でないから、もう町のほうでつけますとおっしゃってくださったそうで、そしたら、そんなわけにいかんからこっちでつけますということで、2001年の12月に設置をされました。

どちらも管轄が町ではないんですけども、当時の職員の皆さんが粘り強く交渉していただいたおかげで実現したんだと思っております。金額的には今言った2件は額的には少ないと思います。この三室地区の側溝の蓋なんかを変えるのには費用的にはかなり違うと思いますけれども、どちらもそういうふうに粘り強く取り組んでいただいたおかげで実現したと思っておりますので、今度の県道信貴山線の件も腰を据えて取り組んでいただきますよう強くお願いをしておきます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 2 問目の質問は終了しました。

1 番、神崎静代議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、2 番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

2 番（久保安正）（登壇） 感震ブレーカー設置への補助金制度の創設をということで質問させていただきます。

感震ブレーカーは、地震のときに一定以上の揺れを感知した場合に自動的に通電を遮断する器具で、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段となります。全国の自治体では感震ブレーカー設置に対する補助制度をつくり、普及を図るところが増えてきています。

ちょっとデータは古いですがけれども、2019年7月1日現在で、全国で130の自治体が感震ブレーカー設置への補助制度を設けております。奈良県下では、広陵町、三宅町、葛城市が補助制度を設けております。広陵町は、既存住宅への設置については4万円を上限、新築住宅には1万円を上限として、補助制度を開始した2018年度が30件、2019年度が36件、2020年度が45件、2021年度が47件、22年度は現時点で10件の合計168件の実績となっております。

三郷町も、感震ブレーカーの普及及び啓発を図り、災害に強い安心で安全なまちづくりを推進するため、感震ブレーカー設置に対して、その費用の一部を補助する制度を設ける考えはございませんか。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、久保議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

一般的に、大地震発生時における火災件数の過半数は、電気配線が断線したり、電気ヒーターが倒れたりするなど、電気に起因するものと言われており、感震ブレーカーは電気を物理的に遮断することができるため、これらの火災を防止するために効果的とされております。

この感震ブレーカーには、主に電気工事が必要な分電盤タイプと、おもりやばねを利用した簡易タイプがあり、分電盤タイプの場合、内蔵型と後付け型で異なりますが、設置費用が2万円～8万円程度で、比較的高額となります。簡易型の場合は電気工事が不要で、安価かつ容易に設置できますが、感知精度や電池交換などの課題があります。

また、一定の揺れを感知すると同時に照明類が即座に消えてしまうことから、夜間に地震が起きた際は、たとえ自宅であったとしても暗闇の中での避難を余儀なくされることになり、転倒した家具や割れたガラスなどでけがをする可能性が

あります。また、医療用機器なども使用不能になることから、急に電気が止まっても困らないよう、停電時に作動する足元灯の設置や予備電源を常備していることも同時に推奨されております。

さて、設置費用の補助についてであります。議員おっしゃいますように、奈良県内では葛城市、三宅町、広陵町で実施されておりますが、まだまだ一般的に十分に認知されていないのではないかと感じており、まずは多くの方々に感震ブレーカーの有用性を知っていただくことが重要であると考えております。

周知に当たっては、火災予防の観点から、管轄の西和消防署とも十分に連携を図りながら、先ほど述べました設置する際に気をつけておくことも含めまして、広く認知していただけるよう積極的な広報を図ってまいります。その上で、設置費用の補助については、導入自治体での実績や効果を検証し、近隣自治体の動向も注視しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） JR三郷駅前にスーパーマーケット再誘致など身近で買い物ができる町にということで質問をさせていただきます。

共産党議員団は、町民の皆さんに10月、11月に暮らしや町政などについてのアンケートを行いました。その中の質問で、町や県に力を入れてほしいことは何ですかという質問に対して、回答項目では、JR三郷駅前にスーパーマーケット再誘致など身近で買い物ができる町、この項目に多くの方が丸印をつけるとともに、そのことについて切実な声の書き込みも多々寄せられました。

立野北、60歳代の男性、「勢野ばかり便利に。どの地域も高齢化。立野の買い物難民より」。勢野北、20歳代の男性、「三郷駅前にスーパーが欲しい。王寺駅まで行くのが大変。買い忘れや欲しいときに買いに行ける近くにスーパーをつかってほしい。立野北や龍田大社前などでバスを通してほしい。雨の日、夏の暑い日、冬の寒い日でも歩いて王寺まで行くのは大変」。立野北、20歳代の女性、「スーパーは絶対に必要だと思うし、複数のATMもあれば本当に便利になると思います。どうかよろしくお願いします」。立野北、70歳代の女性、「近くにスーパーもコンビニもなく、買い物難民です。気軽にどこでもすぐ行けるとうれしいです」。立野北、20歳代女性、「またライフが戻ってきてくれたらとてもうれしい

です」。立野南、50歳代女性、「駅前にスーパーが欲しいのですが、以前、ライフがあったみたいに、衣料等も置いてほしい」。立野南、40歳代の男性、「隣町まで行かないとスーパーがないのがちょっとつらい」。立野南、40歳代女性、「JR駅前だというのにスーパーもない。夜は真っ暗」。立野南、70歳代男性、「車のない生活をしたくても、買い物に行くにも近くに店がない」。城山台の70歳代女性、「三郷駅前にスーパー再誘致を考える前に、駅前の住民が増加するように考えてください」。城山台、50歳代の女性、「三郷駅前のスーパー、内装もきれいにしてからスーパーを誘致してください」。立野南、70歳代の男性、「三郷駅前のスーパー再誘致に関しては、立野地区の人口増が先決。業者も採算が合わないと商売はせん。何とか考えてもらわないと不便でしゃあないです」。城山台、80歳代の男性、「三郷駅前にスーパーマーケット誘致を早急にお願いしたい。年を取って本当に不便です」。信貴ヶ丘、60歳代の女性、「信貴山下駅前にコンビニやスーパーなどのお店があればうれしい。買い物に車がないといけないので不便」。信貴ヶ丘、70歳代女性、「今は車に乗るので買い物には行けませんが、知人を見かけると乗せていったり、送ったりして、感謝されるたび、維持費がかかるので車をそろそろ手放したいのですが、買物を考えると無理ですね。もっと歩いて行けそうなところにコンビニや小さな店があればと思います」。勢野北、40歳代の女性、「シングルマザーで、時間もお金も裕福とは程遠いです。近くに小さなコンビニでもいいので、あれば助かるが、もともとスーパーができると聞いていた勢野北にはレイモンド保育園が建った。何か商品を買えるところをつくってくれば、ありがたいです」。勢野北、50歳代女性、「勢野北5丁目にスーパーかコンビニが欲しい。足が痛くなり、王寺まで行けない」。立野北、60歳代の女性、「三郷駅前スーパーがなくなり3年たつ。町はスーパーの誘致を今は積極的に行っていない。乗合タクシーで王寺まで買い物に行くが、台数も少なく、日曜は利用不可。車のある人はどこでも行けるが、高齢者、特に立野北地区を見捨てている。坂が多い三郷町では買い物は死活問題です。何とかならないか強く要望します」。

以上、書き込みを紹介させていただきました。高齢化が進んで、町内のほとんどが坂道の三郷町では、身近で買い物ができるまちづくりは住民生活にとって最大の課題の一つと言っても過言ではありません。解決困難な課題ではありますが、何とかしなければなりません。町の考えをお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、久保議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

J R 三郷駅前スーパーマーケットにつきましては、ライフの閉店後にオープンしたAコープが令和2年3月15日に閉店して以来、空き店舗となっております。そのため、周辺地域の住民の皆様が毎日の買い物に大変不便な思いをされていることは、町といたしましても十分に承知しております。また、撤退当時、周辺自治会から連名での要望書も提出されており、優先度の高い課題であると認識しているところでもあります。それらのことから、応急的な対応といたしまして、令和2年5月より週に1回、コープが運営する移動店舗車による販売を実施しております。

その後、町といたしましても、これまで十数件のスーパーマーケットの誘致に当たりましたが、家賃の問題、駐車場の問題、そして奈良学園大学の撤退等による空洞化により、誘致には至っておりません。この状況からも、議員がおっしゃいますように、町が力を入れるべき問題であると捉えております。今後におきましては、誘致に力を入れることはもちろんですが、町といたしましても積極的に関与してまいりたいと考えているところでございます。

一方で、空洞化が進んでいるJ R 三郷駅周辺につきましては、奈良学園大学の跡地が全世代・全員活用型「生涯活躍のまち」インクルーシブシティさんごうの核となるエリアであるF S S 3 5キャンパスとして生まれ変わります。また、日本遺産に認定された龍田古道・亀の瀬をいかしたかわまちづくりや、日本遺産の交流拠点となる川の駅の整備など、町としてJ R 三郷駅前を中心としたまちの活性化事業を進めているところでもあります。

これら事業の効果により交流人口が増加すれば、J R 三郷駅周辺ににぎわいが戻り、スーパーの誘致にも好影響をもたらすのではないかと考えております。また、これら好材料との連携を図りながら、しっかりと町が関与し、さらなる誘致活動に取り組み、そして活気ある三郷駅周辺を全庁一丸となって取り戻してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。

続きまして、3問目の質問に移ります。2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 新型コロナ感染症や物価高などの影響に対する住民への支

援策について、お尋ねをいたします。

町は、新型コロナウイルス感染症や物価高などによる住民生活への影響に対してさまざまな支援策を講じてきたところです。共産党議員団がこのたび実施したアンケート調査の暮らし向きについての質問に対して、20歳代～40歳代の住民の皆さんからも、私達の生活も苦しい、私達にも支援をとという切実な声が寄せられました。立野北、40歳代の女性です。「失業で暮らしが苦しい。先行きが大いに不安。毎日生きるのがしんどいです。力を入れてほしいことがあっても、何も変わらない。この国には何も期待していません」。立野北、40歳代女性、「もともと給料が少なく、暮らしにゆとりがなく、不安を感じる。本当にお金に困っている人を救えるようにしてほしい。ぜいたくできないという人と食べるものに困っている人たちとは話が違う。全員を潤すお金はないのだから、的を絞ってほしい」。立野北、20歳代の男性、「少ない給料でやっているの、生活が大変。コロナが少しずつ落ち着いてきたからといって、給料が上がることはないため、給付金をまた考えていただきたい」。立野南、40歳代の女性、「独身で、時間も金銭面も余裕がない。マスクや消毒代がかかる。町職員や議員さん、元議員さんも生活に余裕があるから、私のような人たちが無視されて生きていかなければならない。そういう三郷町だと思う」。勢野東、30歳代の女性、「物価は上がっているのに給料は上がり、若者達の未来が全く見えず、子どもを育てる気が起きない。地域のプレミアムクーポンなど、税金を払っている世代には何もなく、高齢者と子育て世帯しかもらえないのはおかしいと思います」。勢野東、20歳代の男性、「物価が上がり、生活が苦しく、先行きが大いに不安です。若者にももっとお金を使ってほしい」。勢野東、30歳代の女性、「高齢者や子育て世帯のみ、手当など取り組みされていることに不満があります。他の自治体などで地域振興券などが配られているのに、三郷町では30歳代にはまだ1度も配られていません。三郷町には魅力がないように感じています」。勢野北、40歳代女性、「私はシングルマザーです。時間もありませんが、お金も余裕とは程遠いです。子育てを頑張っても、子どもの教育にお金をかけてあげられないことが不安です。そこは助けていただきたい。子どもが受ける教育を最大限にしてあげ、そして自分の町を好きになって、誇りに思ってもらいたい」。こういう若い人たちからの声が寄せられております。

また、70歳代の住民の皆さんからも、住民税非課税世帯だけでなく低収入の

世帯もつらいという声が寄せられております。立野南、70歳の男性ですけども、「町民税を払っていない所帯には援助があるが、ぎりぎり生活している者はほかにもいると思う。年間150万～200万円ぐらいの人たちが一番つらいと思う」。城山台、70歳代の男性、「給付金について、非課税の人だけもらえ、税金を払っている人がもらえないのはおかしいと思う。国保税、税金などを支払ったら非課税世帯以下の生活になってしまう。そんなことを分かってやってほしい」という声が寄せられております。

今後、住民への新たな支援策を講じる際には、今申し上げたこれらの声にも配慮して検討してもらいたいと思います。いかがですか。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、久保議員の3問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員がご質問の新型コロナウイルス感染症や物価高などの影響に対する住民への支援策についてですが、国の施策に合わせて、本町におきましても、令和3年度に住民税均等割非課税世帯に対して1世帯当たり10万円の現金給付を行いました。本年度には住民税均等割が課税から非課税に転じた世帯に対して10万円、そして現在、住民税均等割非課税世帯へ5万円の現金給付を行っているところであり、既に3回の現金給付を実施しております。給付金の支給を行うためには、多額の予算措置が必要になることから、この3回の給付金につきましては、全て国の交付金を活用し、実施しているところであります。

議員がご質問の低所得者等に対する給付金につきましては、制度を設計するためにはさまざまな基準が設けられており、一定のラインがございます。例えば基準の年収を200万円にするのか250万円にするのかなど、どこかで基準を決めなければなりません。その基準となる目安が非課税世帯であると考えております。このことから、一定規模の給付につきましては、国の基準に準じて交付金を活用し給付することが現実的であると考えております。

本町は、これまでコロナ禍における物価高騰等の影響による住民支援といたしましては、子育て世帯に対する家計の負担軽減を図るための給付金や学校給食の無償化、そして、高齢者世帯に対する家計支援としての地域振興券の配布など、さまざまな支援策を講じてまいりました。また、幅広い年代の方への支援といたしましては、本年9月から翌年3月までの水道料金の基本料金を免除させていた

だいております。さらに事業者支援といたしましても、臨時交付金を活用しながらさまざまな支援策を講じてまいりました。

これらのことから、給付金の支給を行うためには多額の予算措置が必要になることから、三郷町独自基準の給付金等につきましては、現在のところは考えておりません。

また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰による影響につきましては、本町だけの問題ではなく、全国的な問題であります。今後、国より新たな交付金が示された際に、どのような支援策が実現可能かを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 久保議員、再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 今、部長から答弁いただきましたけども、先ほど、共産党議員団が行ったアンケート調査というの、いわゆる書き込みですね、自分で書いてることを紹介させていただきました。特に、やっぱりその中でいわゆる現役世代、20代、30代、40代の方の声が多かったです。先ほども読みましたけども。

ですから、部長さっきおっしゃったように、国の考え方、あるいは給付金等々の場合は基準を設定しなきゃいけない。それはそのとおりでございます。けれども、先ほど私が紹介したような声もぜひ頭の中に入れていただいて、これからのコロナ対策、あるいは物価高対策で町民の皆さんに支援策を講じるときには配慮していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、久保議員の再質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症や物価高騰による影響につきましては、先ほども申し上げましたが、本町だけの問題ではなく、全国的な問題であります。このことから、本来、国において実施すべき施策であると考えていることから、現時点では独自給付については考えておりません。しかしながら、コロナ禍において住民の方の生活は非常に厳しい状況であることは認識しております。今後、臨時交付金の増額等、もし機会があれば、その辺を考慮しながら、国等への要望をしてまいりたいと考えております。

また、今後、支援に対して、新たな交付金があれば、そのときの社会情勢等を

勘案しながら、低所得者に対する一つの施策として、どのような支援が本当に住民さんにとってよいのかをしっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 2番、久保安正議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開は午後1時15分とします。

休 憩 午後 0時08分

再 開 午後 1時15分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

それでは、3番、南真紀議員。一問一答方式で行います。

3番（南 真紀）（登壇） 三郷町にもパートナーシップ宣言制度の導入をということについて、一般質問させていただきます。

昨年、3月議会で木谷議員がパートナーシップ宣言制度の導入について一般質問されました。そのときに既に74の自治体が導入しておりましたが、今は、急激に増えまして、239の自治体がこの制度を導入しております。今、LGBTQをカミングアウトされる方々が増え、同性同士やいろんな多様な性で家族を築いている人が増えております。

パートナーシップ宣言制度は、自治体同士の連携も大切になってくるので、既にほかの自治体でこの制度を利用している世帯の方々が、三郷町のいろいろなよい制度を見て移住を希望されても、パートナーシップ宣言制度がないために三郷町を選ばない、いや、選べないという可能性が大いにあります。三郷町にも、LGBTQなど多様な人権を認めて誰一人取り残さないSDGsのまちづくりのためにも導入すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、南議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃいますように、令和3年3月定例会で木谷議員からの一般質問をいただいた時点では、74自治体がパートナーシップ制度を導入しておりましたが、令和4年10月の時点では239の自治体と同制度を導入しています。奈良県内におきましては、奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市が既に導入されています。

本制度につきましては、以前の一般質問におきましてもお答えをさせていただきましたが、婚姻制度とは異なり、法的な拘束力がなく、相続などの法律上の効果はございません。このことから、本来は国が法整備を進めていくべきものであると考えているところでございます。

しかしながら、本町は令和元年7月にSDGs未来都市に選定されました。第2期SDGs未来都市計画の中にも、年齢、国籍、性別、人種、障がいの有無に関係なく、全ての人がいきいきと学び、働き、生活し、交流する全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の実現をうたっております。SDGs未来都市に選ばれた以上、この計画を実行に移していくのが使命だと思っており、自分らしさを表に出して、いきいきと生活をし、住み続けられることができるようなまちを目指していくことが、まさに自治体モデルの事業に選ばれた都市の使命だと考えております。

さらに本町は、年齢や性別、障がいの有無に関係なく、多様な人が共に支え合い共生していくインクルーシブシティさんごうの実現を目指しております。地方自治体でのパートナーシップ制度の広まりが社会の意識が変わり始めているという意識を生み出し、パートナーシップ制度の広まりと相乗効果で日本における性的マイノリティの人権保障への議論の高まりが生じていくと考えております。このことから、本町にふさわしい同制度の導入に向けて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。3番、南真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 公共施設と小中学校のトイレに生理用品の設置をということで、また質問させていただきます。

トイレに生理用品の設置をということで、昨年の6月議会に学校のトイレにという形で一般質問し、前回の9月議会では、男女平等の観点から人権問題として一般質問させていただきました。今回も9月議会と同様、ジェンダー平等の観点から、今回は公共施設と小学校・中学校のトイレに生理用品の設置をという質問をさせていただきます。

現在は、ジェンダー平等の観点から公共施設のみならず民間施設のトイレにも設置されています。私がいつも子どものことばかりで質問してしまいますので、

住民の方からも多数、学校だけやなく公共施設のトイレにも置いてほしいわて、こんなきれいな言い方ではありません。実は、あんたなあ、学校だけちゃうでって、公共施設のトイレにも置いて言うてえや。こういう言い方をされます。ものすごい言われます。こういう声が多数あります。そういえば、この間、視察で行った徳島市の市役所のトイレにも生理用品が設置されておりました。

学校のトイレについては、保健室で手渡す際に家庭環境の状況の把握につながると答弁が以前ございましたが、男子生徒からは把握できないので、やはりジェンダー平等とは言えません。したがって、理由には非常に無理があると思います。トイレットペーパーと同じように生理用品も設置すべきと思いますが、いかがですか。よろしくをお願いします。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、南議員のご質問にお答えさせていただきます。

最初に、小中学校に関するご質問につきまして、私から答弁させていただきます。

本ご質問につきましては、本年第3回9月定例会におきまして答弁させていただきましたとおり、この施策は本町では生理の貧困等を支援することを目的とし行っている施策であり、南議員がおっしゃっている女性というジェンダーの支援を目的とする施策とは目的が異なっていると考えております。

町といたしましては、これまでどおり、児童・生徒から話を聞くため、本人への手渡しという重層的支援会議で決定した当初の目的達成のため、引き続き保健室での配布を行いますが、本事業も1年が経過したことから、女性職員も出席する重層的支援会議で意見を聞くというものでございました。

そのことを受けまして、議会終了後に半数が女性職員の重層的支援で構成するエリアマネージャー会議にて意見を聞いたところ、やっぱり生理のことを理解する意味でも自分で用意すべきであり、教育の一環ではないか、貧困対策としてはこれまでどおり保健室で配布を行うべきとの意見があり、現在行っている本人への手渡しを否定する意見はございませんでした。

また、学校現場からも、児童・生徒の心のケアが重要なため、単に配布するのではなく、これまでどおり手渡しがよいとお聞きしております。つきましては、本町では今後も引き続き保健室での配布を継続してまいります。

なお、生理用品を必要とせず、保健室へ行かない男子児童・生徒の家庭環境を把握できないのではというご質問ですけれども、常に先生方、特に児童・生徒の家庭環境をよく知っている担任の先生は日頃から見守っていただいているため、相談できる体制はできるものと思っております。決して男子児童・生徒に対して何もしないわけでないということをご理解いただきたいなと思っております。

私からは以上でございます。

次に、公共施設関連につきましては、辰巳住民福祉部長よりお答えさせていただきます。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。私のほうからは、公共施設のトイレに生理用品の設置についてお答えさせていただきます。

まず、現時点での三郷町での生理用品の配布数でございますが、住民福祉課で39個、こども健康課で52個、社会福祉協議会で28個、合計119個を配付しております。令和3年4月から重層的支援体制整備事業として配布を始め、少しずつではありますが、浸透してきているものと考えております。

本町の基本的な考え方でございますが、先ほど渡瀬部長からも答弁させていただきましたとおり、公共施設や学校のトイレに設置するのではなく、公共施設の窓口や学校の保健室で直接配布を行い、悩み事や困り事を聞き取れる一つのきっかけづくりの場として、また、こども食堂や社協の生活福祉資金の相談時、そして、長引くコロナ禍の影響による女性の経済的負担を少しでも軽減するため、問題の掘り起こしを行い、重層的支援として生理用品を配布しております。

しかしながら、貧困、ジェンダー平等を含め、どのような問題や相談があるのかが重要であると考えており、生理用品の問題については、教育・福祉・人権の課題として、きめ細やかな支援に取り組まなければならないと考えております。まずは今のやり方で進めさせていただき、今後どのような問題点があるのか、関係機関との連携・協力を図り、引き続き、重層的支援体制の会議の中で議論を深めながら対応していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 南議員、再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） まず、教育部長のご答弁なんですけれども、聞いておりま

したら、子どもの声を聞いてないなと思うんです。やはり大人の声ばかりを聞くのではなくて、まず子どもの声を聞いていただきたいと思います。なので、ぜひ小中学校、生理がありそうな、そのぐらいのお子さん方からしっかりアンケートを取っていただきたいと思います。そして、住民のほうでも、やはりこういう声が広がっているということで、何かしらのやり方で、健康調査でもいいですし、こういった形か分かりませんが、ぜひアンケートという形を取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、南議員の再質問にお答えさせていただきます。

児童・生徒に生理用品を学校のトイレに置いてはどうかのアンケートを実施してはどうかという議員のご質問ですけれども、以前からお答えさせていただいたとおり、重層的支援会議で決定した、本人への手渡しがよい、また学校現場からも、児童・生徒の心のケアが重要なため、単に配置するのではなく、これまでどおり手渡しがよいという意見がございます。そのため、児童・生徒へのアンケートを実施した結果により町の方針は変わらないため、今はアンケートを実施することは考えておりません。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。再質問にお答えさせていただきます。

アンケートの実施につきましては、生理用品に限定してのアンケートということとはなかなかできませんが、他の関連するようなアンケート調査があれば、機会を捉えて検討してまいりたいと考えております。

また、先ほども申し上げましたが、この問題については、まず、現状のやり方で進めさせていただき、その後に社会的な動向を見ながら検証していく必要はあるとは思っております。

なお、現在、本庁舎と福祉保健センター、老人福祉センター、文化センター、スポーツセンターの女性トイレに生理用品をお渡しするためのこういうカードを設置しておりますが、今後、図書館やウォーターパーク等、他の公共施設についても拡大していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 南議員、再々質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 教育部長からのご答弁で、そのアンケートをする予定はないと今いただきましたけれども、やはり、何ととっても、本人、子ども達の声をしっかり聞いていくということは非常に大切なことだと思います。

そして、やはり何ととっても、生理用品を渡す際に家庭環境の話聞く、やっぱりその男の子と女の子のやり方、言うたら話しかけるタイミングも違うわけですよね。こういうのも私はどうかと思います。取りあえずアンケートを取っていただきたいと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

議長（伊藤勇二） 3番、南真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、8番、澤美穂議員。一問一答方式で行います。

8番（澤 美穂）（登壇） 議長のお許しをいただきまして、私の1問目、ペットボトルの水平リサイクルの取り組みについて質問をさせていただきます。

ペットボトルリサイクル推進協議会によりますと、ペットボトルは、再生処理業者によって約8ミリ角に裁断されたフレーク、また、フレークを加熱融解し、粒状にしたペレットにより再商品化されます。マテリアルリサイクルとは、文字どおり、マテリアル、物から物へとリサイクルすることをいいます。ペットボトルのマテリアルリサイクルには、カスケードリサイクルと水平リサイクルの二つの方法があります。ペットボトルをペットボトルにするボトル to ボトルは水平リサイクルです。水平リサイクルは、化学的再生法（ケミカルリサイクル）と、物理的再生法（メカニカルリサイクル）のいずれかの方法により、ペットボトルの原料となり、飲料用ペットボトルに再生されます。

市場にはペットボトルのマテリアルリサイクルを利用した多種多様なリサイクル商品が導入されています。シートでは、食品用トレイや化粧品などのブリスターパックに、繊維では、自動車の内装、インテリア、医療用の繊維製品に、成形品では、回収ボックスや文房具、食品用パウチなどさまざまな用途に使用されているようですが、これらは最後には、焼却、埋立て処分され、循環は途切れてしまいます。

ペットボトルの原料は、石油から作られるポリエチレンテレフタレートと呼ばれる樹脂です。水平リサイクルなら、石油由来の資源を使って一からペットボトルを作るバージンペットボトルよりも、CO₂排出量を56～63%減らされるとされ、また、半永久的に資源循環できるそうです。

2020年度の国内のペットボトル販売数は233億本、量では55万1,000トンのうち、48万8,000トン、約88.5%がリサイクルに回っています。世界中でも日本のペットボトルのリサイクル率はとても高いのですが、回収率は90%を超えていながらも、汚れ等でリサイクル率を同率にはできておらず、ペットボトルをペットボトルに再生するボトルtoボトルの水平リサイクルは15.7%にとどまっていますが、年々着実に増加しています。

飲料用ボトルに再生するにはきれいに分別しなければならないのが理由の一つだとされていますが、きれいに分別といっても難しいことをしなければならないのではなく、キャップを外し、ラベルを剥がして、ボトル内を水ですすいで潰すだけのことなので、小中学校で子ども達に水平リサイクルの仕組みをきちんと説明し、家庭でのお手伝いの一つとして、ペットボトルをはじめ、ごみの分別の担当になってもらえば、そんなに大変なことではないと思います。また、お子さんがいらっしやらない家庭でも、住民に協力を求めれば多くの人は共感し、協力してくれるものと思います。

今、コカ・コーラやサントリー等飲料メーカーと自治体が水平リサイクルを推進する協定を締結しています。友好都市である安曇野市も、今年2月、サントリーと協定を結ばれました。全国の自治体で16例目になるそうです。

今まで無償で引き取られていたごみとしてのペットボトルが、価値ある資源としてお金に換わる、それも、きれいにしていただけたところには、より高く引き取ることができるそうなので、住民のやる気をアップさせ、ペットボトルの有効活用に貢献できるのです。例えば大阪市の鶴見区では1キロ5円で引き取られているそうです。対価としての報酬を得、地域活動に充てることのできるなんて、すばらしいことだと思いませんか。

SDGs未来都市に選定され、脱炭素先行地域に選定された三郷町は、持続可能な地球温暖化の取り組みをより一層加速させ、未来を生きる世代にかけがえない豊かな資源環境をつないでいくため、水平リサイクルに取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の一つ目のご質問にお答えいたします。

ペットボトルリサイクル推進協議会によりますと、日本のペットボトルの回収

率は約97%で、うち市町村が家庭ごみとして分別収集している割合が5割弱で、残りの5割強は自動販売機横の回収ボックスなどから収集される事業系のペットボトルとなっております。

議員おっしゃるとおり、使用済みペットボトルを原料に再びペットボトルを作るボトルtoボトルと言われる水平リサイクルの割合は、2020年度実績で15.7%程度と、高い回収率の一方であまり進んでいない状況であります。

水平リサイクルを行うには、使用済みペットボトルに付着したごみや不純物を取り除く必要があります。市町村で分別回収されるキャップやラベルが外されたきれいなペットボトルと異なり、自動販売機横にある回収ボックスなどに捨てられている事業系の使用済みペットボトルには、キャップやラベルはもちろん、飲み残しや土・泥などが付着していたりすることも多く、それらを除去するには手間やコストが膨大となるため、水平リサイクルを進めていくには消費者や自治体の協力が不可欠だと言われております。

さて、水平リサイクルに取り組むべきとのご質問でございますが、町で回収したペットボトルにつきましては、職員で選別等を行い、株式会社ヤマト産業サービスセンターに無償で引き取っていただいております。ヤマト産業サービスセンターには就労支援施設があり、そこで本町にある万葉荘園の方たちが、中間処理として、ボトルの汚れやキャップについているリング等の除去作業に従事されております。本町では、福祉施策の一環として就労支援をサポートするため、当該施設へ回収したペットボトルを提供しております。

就労支援施設で中間処理されたペットボトルは、再資源化工場でフレーク原料化され、最終的に再製品化事業者にて卵パックや果物・野菜容器などの製品、あるいはフレーク原料から長繊維製造に適した原料となるペレットなどへリサイクルされており、令和3年度実績で39トンのペットボトルについて資源の循環へ寄与いたしました。ちなみになんです、500ミリリットルのペットボトルに換算しますと、156万本を資源化したこととなります。

水平リサイクルについては、確かに新たな原料が不要となり、ペットボトルの原料となる石油の使用量が抑えられ、CO₂削減になるなどのメリットがあり、自然環境をつないでいくためにも大事な取り組みではありますが、本町が取り組んでいる就労支援施設へのサポートは、インクルーシブシティさんごうを目指す上でも重要な取り組みの一つと捉えており、今後も継続してまいりたいと考えて

おりますので、今は水平リサイクルへ移行する考えがないことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 澤議員、再質問を許します。

8 番（澤 美穂）（登壇） 大事な雇用につながっているということでご答弁をいただきましたが、三郷町が現在取り組んでいる 6 大事業の中に、令和 5 年度、来年です、イーストヒルズに就労支援施設ができ、また奈良学園大学キャンパス跡地には障がい者の就労施設が予定されていると聞いています。新たな雇用が生まれれば就労場所や業務内容が変わることが難しいのかもしれませんが、将来的に雇用を確保できれば、水平リサイクルに町を挙げて取り組んでいただければと願っています。

昨日の毎日新聞のネットニュースで、神奈川県秦野市産の「福祉では売らない、品質で売る」をコンセプトとした丹沢ハーブティーが静かな人気だという記事を読みました。育てているのは、知的障がいなどを持つ人たちが入所・通所している総合福祉センター弘済学園のデイケアセンターに通う若者達約 10 人だそうでございます。治療や教育の一環として園芸や農作業に従事し、対価として賃金を受け取っておられるそうです。

純国産のブレンドハーブティーは珍しく、20～30代の女性を中心に人気があり、福祉施設の製品は安く買いたたかれがちなか中、ティーバッグ7個入りで1,400円と強気な価格ながらも、140袋を売り上げたそうです。同情で買ってもらうのではなく、価値のあるものだから買ってもらえる売り方を目指されているそうです。ハーブと聞くと布引ハーブ園を連想しますが、山の上がハーブの栽培に適しているのならば、のどか村もハーブ園になり得るのかなと思いますので、TTP、徹底的にパクって新たな雇用を生み出していただければと思いました。

ヤマト産業サービスセンターへ、できればペットボトル to ペットボトルへのリサイクルに回していただくよう働きかけていただきたいと思います。地球温暖化は待ったなしのところまで来ています。障がい者雇用も、環境にとことん配慮したリサイクルも、両方取るのが三郷町だと信じています。三郷町ならできる、三郷町にしかできない取り組みを前向きにご検討をお願いいたします。

ただ、リサイクルがベストではありません。なるべくマイボトルを持参し、ペットボトルを使わない選択肢もあることを申し添えまして、私の1問目の質問を

終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。8番、澤美穂議員。

8番（澤 美穂）（登壇） 続きまして、2問目の質問、慢性腎臓病の認知度を上げるためと予防へのさらなる啓発活動について、お尋ねいたします。

日本腎臓学会によりますと、慢性腎臓病とは、腎臓の障害もしくは腎機能の低下が3か月以上持続している状態の総称です。英語表記のChronic Kidney Diseaseの頭文字を取ってCKDと呼ばれています。以下、CKDと呼ばせていただきます。

現在、日本には約1,330万人のCKD患者がいると言われています。これは、20歳以上の約8人に1人、80代では2人に1人と、高齢になるに従って高くなり、新たな国民病と言われるほど頻度の高い疾患で、恐ろしいことに、透析治療が必要になるほどに進行する直前までほぼ自覚症状に現れないということです。これがCKDの怖いところで、患者を増加させる原因になっていると言われています。

病気が進行してくると、むくみが出る、貧血になる、疲れやすくなるといった症状が見られるようになりますが、腎機能が極端に低下してくると、尿毒症の症状、例えば、貧血、頭痛、吐き気、目まい、しびれ、視力低下、不整脈、意識障害などの症状が現れた場合、既に末期腎不全となっている場合があります、命を守るために早急に透析治療を行わなければなりません。しかも、透析療法が必要なほど腎機能が低下してしまってからでは、腎機能を元に戻すことはできません。なるべく早期に発見し、進行を遅らせる治療を開始することが大切だと言われています。そのため、腎機能の検査で異常が発見されたら、自覚症状がなくても治療し、継続することが大切です。早い段階のCKDであれば、治療によって腎機能が改善することも少なくありません。

人工透析を受けている患者は、2020年度末、既に34万人を超えており、その数は毎年約1万人程度増え続けていると言われていますが、2020年度のデータとしては、4万744人の新規導入患者がいるそうです。

また、CKDでは腎機能の低下とは別の懸念もあります。それは、CKDの進行に伴い、心臓や脳の血管の病気が増えるということです。実際のところ、透析治療が必要になるよりも先に心筋梗塞や脳卒中などで亡くなる患者さんが少なく

ありません。それを防ぐためにもCKDの早期治療が大切です。

CKDの原因としましては、糖尿病や尿たんぱくや血尿が長期間持続する病気の慢性糸球体腎炎などが多く挙げられていますが、加齢も大きな要因です。また、肥満や運動不足、喫煙、ストレスなどから来る高血圧症、高脂血症などのメタボリックシンドロームもCKDの発症に大きく関与していると言われていています。そのほかには、遺伝によるもの、薬剤によるものなどがあります。

そして、CKDであると心筋梗塞や脳卒中といった心血管疾患発症のリスクが高まるとされ、CKDが進行し腎不全になると体内から老廃物を除去することができなくなり、最終的に透析療法や腎臓移植が必要となります。腎障害を示す所見や、腎機能低下が慢性的に続く状態で放置したままにしておくと、末期腎不全となって、人工透析や腎移植を受けなければ生きられなくなってしまいます。末期腎不全は全世界的に増え続けており、いわゆる隠れ腎臓病のうちに早期発見・早期治療することが大切です。

平成31年3月に、健康三郷21・三郷町食育推進計画・自殺対策計画（第2次中間見直し計画）の中でCKD対策を行ったと記載されています。評価指標の糖尿病性腎症による新規透析の開始者の減少については、現状維持の2名となっていますが、現時点ではどうなっていますでしょうか。

平成26年には奈良県医科大学の准教授による「ホントに怖い慢性腎臓病」の講演会を実施されておりますが、それ以来、講演会等は実施されていないようです。コロナ禍が大きな理由になっているのだとお察ししますが、コロナが収まったらどのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） それでは、澤議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃいますように、慢性腎臓病は、初期には自覚症状がほとんどなく、たんぱく尿や腎機能異常、いわゆる腎臓の働きを示す数値でありますeGFRの測定により診断されます。無症状のうちに腎機能が低下し、透析などの治療を必要とすることもあるため、早期発見・早期治療が重要であります。

健康三郷21計画では、糖尿病性腎症による新規透析開始者の減少を目標とし、特定健康診査や後期高齢者健康診査の結果、eGFR値の低い方に対して慢性腎臓病予防のリーフレットをお渡しし、生活習慣の見直し等の啓発をしております。

また受診対象となる数値の方へは受診勧奨をし、その後、受診が確認できなかった方に対しては再度受診勧奨を行い、早期治療につなげるなどの取り組みを実施しております。

議員がご質問の糖尿病性腎症による新規透析開始者の人数ですが、令和元年度では0人、令和2年度では2人、令和3年度では3人となっております。人数は横ばいであり、今後も注視していく必要があると考えております。

このことから、令和2年度から今日までの取り組みに加えて、奈良県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施しております。これは、奈良県の透析患者数のうち、原疾患が糖尿病性腎症の患者割合が48.9%と約半数を占めていることから、糖尿病に特化して、糖尿病が重症化しないよう、医療機関への未受診者や治療中断者への適切な受診勧奨や、医療と連携した保健指導を実施しているものです。あわせて、糖尿病性腎症に関する知識の普及に向け、糖尿病治療中の健診受診者にリーフレットを渡し、啓発しております。

さらに、本年度より11月14日は世界糖尿病デーとして啓発を実施いたしました。これは、糖尿病についての正しい理解、患者さんの前向きな気持ちと周囲のサポートの必要性を町職員が缶バッジを身につけて啓発したところでございます。ちょっと見えにくいんですけども、このような缶バッジをつけて啓発をさせていただきます。

今後につきましても、糖尿病や慢性腎臓病の早期発見・早期治療につなげるため、特定健診の受診勧奨を行い、受診率の向上に努めてまいります。また、慢性腎臓病の予防について、講演会の開催を検討し、ホームページや広報、SNS等での啓発、健診結果に基づき重症化しないよう保健指導を実施するなど、一人でも多くの方が健康でその人らしく生きていける支援、そして健康長寿日本一のまちづくりを目指してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 澤議員、再質問を許します。

8番（澤 美穂）（登壇） 健康長寿日本一を目指していただくには、CKDだけではなく、あらゆる病気の早期発見・早期治療の前に、まずは病気にならないために予防することが最も大切だと思います。

保健センターで実施される検査の待合場所の壁面には、壁一面にがんや2020年に世界死因の第3位になった原因の約9割がたばこだと言われている慢性閉

塞性肺疾患の予防の掲示をしてくださっています。とても見やすく詳しい説明とデータで興味深く、読む人を引きつける内容ですが、残念ながら、これらを目にする人は、健診等で来られている方なので、健康に関心のある方だと思います。自分は大丈夫と思い込んでいて健診を受けない方に対しての、先ほどおっしゃっていただいた啓発を広報、フェイスブック、LINE等で広く拡散していただきたいと思います。

そして、11月14日の糖尿病デーに合わせて糖尿病に対して啓発をしてくださっているということですが、今年10月28日にオンラインで開かれた厚生労働省健康局がん・疾病対策課による第1回腎疾患対策及び糖尿病対策の推進に関する検討会の中で紹介されていた岡山県の事例は、毎年3月の第2木曜日の世界腎臓デーに合わせて、チラシや懸垂幕等を準備して啓発を行っているそうです。このチラシがすごく分かりやすかったので、ぜひまた参考にさせていただいて、3月にもまた改めて啓発をお願いしたいと思います。

また、奈良県のホームページでは、CKD対策として、自分の肝臓の機能を知ろうとすれば、性別、年齢、血清クレアチニン値を入力すれば現在の腎機能の状態が分かる愛知県腎臓病協議会のホームページに飛ぶようにリンクが張られています。可能であれば、三郷町のホームページでも同様のことができればセルフチェックができると思います。

また、どんな病気の発見にもまずは健診を受けることが重要ですので、健診の重要性についても啓発していただきたいと思います。

そして、保健センターのがんの掲示を見て初めて知ったのですが、三郷町は男女ともに肺がんの死亡率が全国平均よりも高く、また女性は乳がんの死亡率が全国の約1.25倍だそうです。先日、私も町で乳がん検診を受診させていただいた際に、保健師さんから毎月毎月誕生日に自分で胸を触ってセルフチェックしてくださいとアドバイスをいただきましたが、実際、乳がんがどんなものか私自身も分かりづらいので、王寺郵便局に置いてあった乳がんの模型を三郷町にもと要望しましたら、既に三郷町で持っていてくださっているということで、コロナが収まり次第、ぜひ、女性だけではなく母親学級等に付添いで来られたご主人にも触って乳がんを知ってもらいたいと思います。女性はいつも夫や子どもを優先し、自分は後回しになりがちなので、お母さんをぜひ守ってほしいです。

また、王寺郵便局には、1日20本たばこを吸う人の肺にどれだけタールがた

まっているかが分かる模型もあるそうです。見ていただきたい方がこの議場にもいらっしゃいますので、ぜひ三郷町にも置いていただくようお願いをいたしまして、私の2問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。

8番、澤美穂議員の質問は以上をもって終結します。

5番、先山哲子議員。一問一答方式で行います。

5番（先山哲子）（登壇） それでは、議長のお許しを得まして、私の質問に入らせていただきます。

今回は人間から動物へ参ります。一般の家庭で飼育されている飼い犬、猫へのマイクロチップ装着に補助金をとということで質問いたします。

本年、令和4年6月1日にブリーダーやペットショップなどで販売される犬・猫にはマイクロチップの装着が義務化されました。改正動物愛護管理法といいます。今、家庭で既に飼育しているについては、努力義務であって、装着義務はありません。できるだけやってくださいということで、罰則もありません。どういふものかといいますと、15桁の数字の個体番号が記録された8～12ミリぐらいの円筒形のチップを首の後ろにぱちんと入れるわけですね。それで半永久的に読み取り可能で、個体の識別章となります。装着したら30日以内に登録手続きをしなければなりません。獣医師から装着証明をもらい、指定登録機関であります公益社団法人日本獣医師会に登録をいたします。ショップから購入する場合は、店が代行してくれる場合がほとんどだと思います。個人から譲り受けたり、また業者が代行しない場合は自分で登録しなければなりません。パソコンやスマホで自身でオンライン登録もできるようです。また、住所変更や亡くなったときも届け出が必要となっております。

マイクロチップ装着のメリットといたしましては、これは国が前からずっと予定はしておりましたが、阪神・淡路大震災のときに、大体、犬は鑑札を受けると首輪に鑑札が、ご存知のようについてますね。たくさんの動物も被害に遭ったわけですが、その中で鑑札して首輪にしてる犬がありますので、そういった場合は100%飼い主のところに戻りました。しかし、それは震災のときに被害で逃げたりした動物の犬猫のわずか5%にすぎません。首輪だけだったら何も識別、そんな表示もしておりませんし、身元が分からず、95%の犬猫は飼い主のところには帰れませんでした。それから、また飼育放棄とかのブリーダーが時々

テレビでニュースになっておりますけれど、飼育を放棄したり、山の中に捨てたり、無責任な飼い方もこれによって減少いたします。そういった抑止効果もあります。

それから、先ほど言いましたように、住所変更や亡くなったときも届け出が必要となっております。しかし、その装着するには、届け出にはそんな金額は大したことないんです。数百円とか1,000円ちょっとなんですけれども。手術する場合は、やはり数千円から1万円ぐらいのおよその費用がかかります。それから、家で飼ってるのは強制ではありませんから、なかなか進捗しにくい部分があると思います。

この制度はまだ今年の6月にスタートしたばかりですが、あちこちの全国の自治体では早速いろいろと取り組んで、補助金も出ております。このマイクロチップ装着は、先進国の諸外国では昔から当たり前のようになっております。ということで、三郷町では考えられないかということをご質問したいと思います。

今既に、まだスタートしたばかりで、全国のあちこちの自治体でも補助金が出るようになっておりますけれども、名古屋、大阪、それから兵庫県、広島、岡山、熊本、滋賀県とか、いろいろなところが取り組んでおります。しかし、その金額も数千円から1万前後に近いわけなんですけれども、わずか1,000円、2,000円もありますし、それから総社市は、一応上限、1頭につき5,500円まで。10分の10ですけれども、上限は5,500円まで出します。ただし、1世帯2匹まで出るようになっておりますということで、三郷町では考えられませんかでしょうか。

議長（伊藤勇二） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼します。それでは、先山議員の一つ目のご質問にお答えいたします。

令和4年6月1日に改正動物愛護管理法が施行され、ブリーダーやペットショップなどで販売される犬や猫について、マイクロチップの装着及び環境大臣登録機関への情報登録が義務化されました。マイクロチップの義務化は、阪神・淡路大震災や東日本大震災で迷子の犬猫、行方不明の犬猫が大量に発生したことが背景とされております。

マイクロチップ装着のメリットは、議員おっしゃいますよう、犬猫が迷子になったときや災害や盗難、事故に巻き込まれたりした際に飼い主を見つけやすくな

ることが挙げられ、また、ブリーダーや飼い主が犬猫を捨てるという無責任な行為を抑止する効果も期待されています。

このマイクロチップは、直径1～2ミリ、長さ8～12ミリの円筒形のガラスまたはポリマーのカプセルで包まれた小さな電子標識器具で、その中には個別識別番号や、アンテナの役割を果たすコイル等が納められており、電池交換は必要なく、一度体内に装着されれば一生交換する必要はありません。

メリットが期待されるマイクロチップの装着ですが、議員ご指摘のとおり、改正法が施行される前から犬や猫を飼っている人や業者以外から譲り受けた人に関しては努力義務であり、一般的に装着費用は数千円から1万円程度必要で、自己負担となります。また、このような電子機器を犬や猫の体内に入れることによる安全性を疑問視する飼い主も少なくないのが現状で、今後、義務化の対象とならない犬猫について、どれだけ普及率を高めていけるかが課題であると言えます。

なお、安全性については、日本獣医師会がマイクロチップ装着による動物への障害はほとんどないと示しており、また、費用面に関する自治体の助成制度については、全国で17の市町村が実施されておりますが、県内で実施している自治体は今のところございません。

今後、普及に向けては制度の周知と早着への正しい理解が必要であり、本町といたしましては、県内市町村の動向も見ながら、安全性やメリットの周知啓発に努め、助成制度の導入を検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 先山議員、再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 6月スタートしたばかりなのに、全国ではぼちぼち多くの自治体が早速実施、取り組んでおりますけれども、奈良県ではゼロということで、やっぱり奈良はそうなんかないのも承知しておりますけれども、まず、よその動向を見ながらということで、よそもそういうつもりであれば、なかなか進捗度が鈍ると思いますので、まず三郷からでも。多分これからはどんどん進捗していくと思うんです、全国的にも。まず奈良県の中では三郷はすごく進んでるなども言われますし、まず三郷からスタート、取り組んでみてはいかがでしょうか。

それに、これまでに飼い犬・猫が迷い子になって逃げ出した。今ここに議場におられる方でもペットとか好きで飼われてる方、今まで飼われた方、たくさんおられると思います。私もずっと飼ってまいりました。これまでに、飼い犬・猫が

迷い子になって逃げられたという経験をお持ちの方は3割もあるそうです。アンケートによりますと、飼い主のこういった今度のマイクロチップの装着には、40.3%の方が「賛成」、「どちらかといえば賛成」36.1%、7割以上の方が義務化に賛成と答えておられます。しかし、この制度の義務化を知らない方が76.3%もまだおられますので、広報でこういうことがスタートしたよということをちょっと、紙面で近々に1度、こういった制度がありますからということに掲載していただけたらと思います。

三郷町における飼い犬・猫の頭数は分かりますでしょうか。猫はなかなか分からないと思います。昔は犬のほうが多かったんです。頭数、飼ってるのがね。この数年前から逆転しまして、今、猫のほうが人気がありまして、猫のほうが今は犬より上回っております。しかし、犬のほうは鑑札と、予防注射とか、そういうので登録される方も多いので、大体把握できると思います。しかし、実質的には登録されない方、予防注射されない方もいらっしゃるなので、実質はそれより上回るとは思いますけれど、一応、登録してる、予防注射、狂犬病とかで把握できると思いますが、鑑札を受けたりします。猫は多分分からないと思いますが、その辺、お答え願えますでしょうか。犬は三郷町における登録頭数はおよそ幾らでしょうか。

議長（伊藤勇二） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） それでは、先山議員の再質問にお答えいたします。

本町における飼い犬・飼い猫の登録数でございますが、飼い犬につきましては11月末現在995頭で、飼い猫につきましては、登録制度がございませんので頭数は把握できておりません。全国的に見てみますと、日本ペットフード協会による全国犬猫飼育実態調査において、令和3年度で犬が710万6,000頭、猫が894万6,000頭といった結果が出ておりまして、猫の飼育頭数が犬を若干、約1.26倍上回っております。この割合を引用しますと、本町における猫の飼育頭数は約1,250頭と推計されますので、犬猫合わせて2千頭以上のかなりの数になります。

そういった意味でも、迷い犬や猫、特に猫に対してはこのマイクロチップはとても有効な手段になると思われまますので、今後、近隣の市町村の状況も見ながらにはなりますが、助成額も含めしっかりと検討していければと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1 問目の質問は終了しました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。5 番、先山哲子議員。

5 番（先山哲子）（登壇） 保育所・園及び幼稚園の送迎バスについて質問いたします。

皆さんご存知の、まだ記憶に新しいと思いますが、9 月 5 日、静岡県牧之原市におきまして、3 歳の女兒、園児が通園バス車内に置き去りにされ、熱中症で死亡するという痛ましい事故がありました。この事件を受け、国土交通省は防止対策、安全管理マニュアル作成、安全装置設置の義務化など、年内にガイドラインを取りまとめることとしております。来年 4 月からは、全国の保育所・幼稚園の全体でバスがおよそ 4 万 4, 0 0 0 台もあります、そういった置き去り防止のためのシステム補助金が 1 台につき 1 8 万円と聞いております、の設置が義務化となります。詳細を分かっている範囲で教えてください。

議長（伊藤勇二） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、先山議員の 2 問目のご質問にお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、本年 9 月に静岡県牧之原市の認定こども園で 3 歳の女の子が通園バスに置き去りとなり、熱中症により死亡するという痛ましい事件が発生しました。このことを受け、政府は、幼稚園などの全国の送迎バス約 4 万 4, 0 0 0 台を対象に、令和 5 年 4 月から子どもの置き去りを防止する安全装置の設置を義務化すると発表しています。

議員ご質問の内容の詳細についてでございますが、国では、保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議が設置され、安全管理に関する緊急対策が取りまとめられました。

主な内容につきましては、次の 3 点であります。まず 1 点目は、子どもの所在確認や安全装置の義務づけについて、2 点目は、安全装置の仕様に関するガイドライン及び安全管理マニュアルの作成について、3 点目は、子どもの安全対策に関する導入支援の促進についてであります。特に安全装置の設置につきましては、年内を目途に仕様が決定され、事業者の負担額が軽減できるよう、通園バス 1 台当たり 1 8 万円の定額を事業者に対し補助する方向で調整されています。

内容の詳細につきましては以上でございます。

議長（伊藤勇二） 先山議員、再質問を許します。

5 番（先山哲子）（登壇） バスに園児を置き去りにするという事故は、過去にも、かなり前から何件も全国で、関西をはじめ発生しております。今回、この静岡の事件のあとにもまた園児バス内に置き去り、そのあとですよ、もまた発生しております。親からはクラクションを鳴らすように言われていたので、つい先日取り残された園児は、親からもしっかりと教育を受けておりましたので、車内に置き去りにされたときに、窓ガラスを必死でたたいて、通行人が気づいて助けられました。気づいてもらって無事だったということですね。また、富山市ではクラクションを鳴らして助けを求める訓練を実施しました。また、つい先日、11月12日、岸和田市において、父親が3人の子どものうち、子ども達を幼稚園に送り届けているんですけど、届けたつもりが、3人のうち1人のお子さんを届けたつもりで車の中に置き忘れ、この子どもは、皆さんニュースでご存知かと思いますが、亡くなりました。静岡県での置き去りにした事故のあとです。

三郷町でも、これからはまたいろんなマニュアルとか、安全装置は一応設置するとは言いますものの、そういった事故は減るかもしれませんが、やっぱりこれ人災によるもので、設置したとしても、またいろんな事故も起きるかもしれません。

三郷町においての、町立・私立幼稚園、保育所があるんですけども、三郷町内においては、送迎バスは何台ありますでしょうか。それと、あと、町内のお子さんでも町外の園に通ってられる方もいらっしゃるって、時々私も町外の送迎バスを目にするんですけども、町内の園児が通っている他町の園バスは三郷に何台ほど入ってますでしょうか。あわせてお答えください。

議長（伊藤勇二） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、先山議員の再質問についてお答えさせていただきます。

まず、町内における通園バスの台数についてでございますが、信貴幼稚園及び愛の園幼稚園で各2台、南畑幼稚園では1台の通園バスを保有しており、保育園には通園バスはありません。また、町外に通園する他市町の状況については、斑鳩町、法隆寺幼稚園、上牧町、片岡台幼稚園、香芝市、ハルナ幼稚園で各3台、河合町、かがやきの森こども園で2台、川西町、成和保育園で1台を保有しており、そのほか奈良市、帝塚山幼稚園で2台、松原市、星の光幼稚園では8台の通園バスを保有しています。

本町といたしましても、南畑幼稚園で通園バスを保有していることから、子どもの命を最優先に考え、バスの乗降の際には、乗車リストの確認に加え職員と運転手によるダブルチェック体制の構築やチェックシートの活用など安全対策を講じながら実施しています。

また、町内にある幼稚園につきましては、両園とも職員と運転手によるダブルチェックや出欠者名簿による確認など、既に安全対策が講じられており、安全装置の設置についても検討されております。

今後につきましては、国の安全装置の仕様に関するガイドラインが決まり次第、補助金等を有効に活用しながら、適切に安全装置の設置を行い、大切な子どもの命をしっかりと守ってまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 先山議員、再々質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 町内の園バスはそんなにたくさんはないんですけれども、町外から乗り入れてる園バスがものすごく多いのにびっくりしました。とにかく、よその市町村でも、園バスについては今後ともさらにいろいろなことを講じていくと思います。それだけ三郷町内のお子さんが町外の園にもたくさん通ってられるということなんですね、その分。だから、三郷町の子ども達の命を守るためにも、やはり連携ですか、取るなり、町外の園バスにも重々申し入れしていただきたらと思います。お答えは結構です。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。

5番、先山哲子議員の質問は以上をもって終結します。

暫時休憩とします。再開は午後2時40分とします。

休 憩 午後2時24分

再 開 午後2時40分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

それでは、10番、辰己圭一議員。一問一答方式で行います。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、今回、3問質問させていただきます。

まず、店舗型ふるさと納税の導入をということで、お聞きをします。

ふるさと納税は、国民が好きな自治体、都道府県や市町村を選んで寄附ができる制度で、過疎などにより税収が減少している地域と都市部との地域間格差を是

正することを目的としてつくられました。ふるさと納税を利用している人は、令和3年度のふるさと納税の受け入れ件数が全国で4,447万件に達しており、年々増加しております。

また、三郷町ふるさと納税「ガンバレ三郷！応援寄附金」も、令和3年度では寄附件数も475件と増え、寄附の受入額が514万2,800円となっており、使い道も明確化していて、町民の皆様のために活用されています。

三郷町では、ふるさとチョイス、さとふる、楽天ふるさと納税など、登録が多いサイトを利用しています。しかしながら、こういったふるさと納税は、インターネット経由による申し込みが主流ですが、なかなか三郷町の魅力が伝わり切れていないように思います。

そこで提案ですが、店舗型ふるさと納税を導入してはどうでしょうか。この制度はどういったものかといいますと、訪れた土地の店舗や施設で、その場で直接寄附を行い、その場で返礼品を受けることができるサービスで、返礼品から寄附をする自治体を選ぶのではなく、訪れた場所でしか経験・体験することができないのが特徴です。

導入されている自治体を見ますと、一例として、対象の飲食店に設置されたQRコードをスマホで読み込み、例えば1万円をその場でふるさと納税をすると、返礼品としてその場で3,000円分の食事ができたり、商品券を受け取ったりすることができ、店舗自体を返礼品の対象としています。また、つい最近では、さとふるがPayPayと提携をし、観光や旅行で地域を訪れた際に寄附した自治体内の飲食店、アクティビティーや宿泊施設での決済にPayPayを利用することができるようになりました。奈良県内では奈良市が導入予定をしているようですが、これからさらに全国的に増えていくかと思われます。

こういった新たなサービスを三郷町で取り扱うことが可能になれば、ふるさと納税の伸び代はまだまだあるかと思われます。例えばですが、町内の企業、飲食店はもとより、のどか村や信貴の湯、バンジージャンプ、来年完成予定のスポーツパーク、かわまち・川の駅など、言い出すと、これ、切りがありませんが、寄附をして終わりではなく、三郷町を訪れる体験や直接物産品を選ぶことによって三郷町の魅力を知ってもらい、ふるさと納税を通じて三郷町のファンをどんどん増やしていけたらと思います。ぜひ三郷町で導入してはとありますが、町の見解をお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、辰己議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町のふるさと納税「ガンバレ三郷！応援寄附金」でございますが、導入初年度の平成26年度の実績は137件132万8,000円でありましたが、直近の令和3年度では475件514万2,800円となり、約4倍に拡大しております。ふるさと納税は、三郷町の魅力を広く発信し、知っていただける貴重な手段であり、地域活性化の観点からも大変有用であると考えております。

今回議員からご紹介いただきました店舗型ふるさと納税ではありますが、正式名称が店舗型ふるさと納税「ふるさとズ」というもので、福岡県のベンチャー企業が企画され、登録商標されたものであります。また、大手のふるさと納税サイト、ふるさとチョイスでもチョイスPayという電子マネーを利用した同様の仕組みがございます。

議員おっしゃいますように、これらのいわゆる店舗型ふるさと納税は、現地で直接その場で寄附できるのが特徴となっており、観光や里帰りなど三郷町を訪れていただいた方に寄附を誘導することができ、単にインターネットで検索して商品を選ぶだけでは分からない三郷町の魅力を実際に体感していただける仕組みとなっております。このような特徴から、店舗型ふるさと納税は、食事や宿泊、体験型施設など比較的高額かつリピートできる返礼品と非常に相性がよいものとなっております。

一方で、システムを構築する初期導入経費や維持管理経費、協力していただける企業や店舗等も必要であり、現状の本町の寄附金額の規模や返礼品の種類・内容では早期の導入は難しいところもあるかと感じております。しかしながら、この店舗型ふるさと納税は、地域活性化や郷土愛（シビックプライド）の醸成という本来のふるさと納税のコンセプトにも合致するものであり、大変素晴らしいアイデアであると考えております。

本町では、現在、かわまちづくり・川の駅整備を進めており、完成後には体験型アクティビティーやさまざまな特産品の販売なども計画しております。先ほども述べましたが、この店舗型ふるさと納税は、このような観光と一体となった体験型施設と非常に相性がよいことから、まずはふるさと納税の返礼品の充実と拡大を図り、店舗型ふるさと納税が導入できる環境を整えてまいりたいと考えてい

るところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 辰己議員、再質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま部長から答弁をいただきましたが、チョイスP a yは、ちょっと私も知りませんでした。それで、さとふるとP a y P a yというのは初期投資がどれぐらいかかるか分からないと思いますけども、今のところ、これが一番使いやすいのかなあと思うので、ぜひ検討していただけたらと思います。

全体的に前向きに検討されるのかなということで理解はしておりますけども、確かに企業さんとか町内の企業さんとかに協力してもらわないと、いろいろ幅を増やしていけないということもあるので、私もいろんな企業さんに声かけて、また返礼品となるようないいものがあれば、また提案をさせていただきたいなと思っています。

そういうP a y P a yさんとかと連携するのをできれば早い段階で導入していただきたいなと思っております。というのも、先行して導入すれば、それだけ話題性も大きいですし、もし三郷町に来て、その場でふるさと納税をしていただくと、メリットとしては、やっぱり現地スタッフと直接コミュニケーションを取っていただくことで、寄附される人が、もちろん顔を見るわけなので、安心して気軽にふるさと納税を行える環境というのを構築できますし、町のイメージアップにもつながると思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の一つ目の質問を終わりたいと思います。答弁は結構でございます。

議長（伊藤勇二） 続きまして、2問目の質問に移ります。10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

高齢者や地域の移動手段となる電動ゴルフカートの活用について、お尋ねをいたします。

現在、環境への負荷が少なく、狭い路地も通行が可能で、高齢者の移動手段の確保や観光客の周遊に資する電動ゴルフカート等、グリーンスローモビリティといいますが、この活用検討に向け、選定された地方自治体を対象に実証調査が行われております。

奈良県内で実施されている地域は、近隣では王寺町の美しヶ丘で実証実験が行われておりますが、これはヤマハ発動機と千葉大学などが協力して始めておられ、

運転士を含めた定員は最大7人乗りで、時速20キロほどで走行する小型の電動バス1台で運行されております。この地域は坂が多く、高齢化率も高い。この地域に住み続けたいと思っていただくために外出支援などの環境をつくる目的で来年1月末まで行われる予定です。また、天理市では、ヤマハや商工会青年部と協力をし、商店街における高齢者の移動や買い物の支援、また地域などの魅力を知ってもらうことにより町の活性化の実現の可能性について検証をされております。

三郷町では、環境省の交付金事業で温室ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの取り組みを先行して進めるモデル地域として、今年11月1日に脱炭素先行地域に選ばれました。これは先ほど町長からも話がありましたと思いますけども、この事業は環境省の交付金事業で、奈良県で唯一、この三郷町が選定されました。金額のほうは言うてもいいかどうか分からないですけども、20億円の交付金が活用できるということですが、これ、本当に苦労されたんじゃないかなと思います。

また、このことについては、町長か担当部署のほうから今後詳しく説明していただけるかと思いますが、この事業は、三郷町が進める「生涯活躍のまち」の実現に向けた核となるFSS35キャンパスや、三室山コープタウンを脱炭素化し、信貴山のどか村では活躍の場を創出するとともに、「生涯活躍のまち」と脱炭素の同時実現を目指すもので、この中の取り組みの一つとして予約制乗合タクシーのEV化や、社会参加を望む方々の移動手段としてEVバスの導入、また電動自転車シェアリングサービスなど、2025年を目途に導入されるということですが、現在、地球温暖化に歯止めをかけようと、全国各地で脱炭素社会の実現に向けて電気自動車、いわゆるEVにシフトする動きが広がっております。

また、低炭素社会の実現に向けて、地域における公共交通の維持や高齢者の移動手段の確保、観光手段として電動ゴルフカート等を導入されている地域が増えつつあります。この電動ゴルフカートのメリットは、窓がないのが特徴で、景色を楽しむことができ、乗り合わせた方と会話を楽しむことができ、最高速度20キロ以下で走るので重大事故の発生を抑制できます。また、小回りが利き、地域を細かく回ることができるので、運転免許を返納する高齢者が増える中、外出を促して介護予防にもつなげることができます。

そこでお伺いをいたします。三郷町は予約制乗合タクシーがあり、1人最大6件まで予約ができ、これは非常に人気があり、なかなか予約ができないという声

もよく聞きます。また、坂道が多い地域がたくさんあり、道幅も狭いところもあり、バスやタクシーの通行が困難な地域がたくさんあります。また、坂道で買物や病院への通院が大変、バス停や駅まで時間がかかるなどの声も、これは実際に住民の方からお聞きをし、お叱りを受けたこともあります。こういった移動弱者を支えながら、交通不便地域に暮らす住民の生活の移動手段を確保し、2050年ゼロカーボンに向けて、二酸化炭素を一切排出しない電動カートの導入を検討してはと思いますが、町としてのお考えをお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、辰己議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町は、SDGs未来都市として、社会・経済・環境のバランスを意識した地球温暖化対策の取り組みをより一層加速させ、未来を生きる世代にかけがえのない豊かな自然環境をつないでいくため、令和3年3月の定例会におきましてゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明いたしました。さらに、本年11月1日には、町長の冒頭の挨拶にもありましたように、環境省の脱炭素先行地域に奈良県唯一、三郷町が選定されたところでもあります。

そのような中、本町の公共交通といたしましては、鉄道駅が3駅とバス路線が2路線あり、さらに、高齢者等の移動困難な方にも利用しやすいドア・ツー・ドアの予約制乗合タクシーを運行しております。予約制乗合タクシーは、一部道幅が狭く通行できない道路もありますが、コミュニティバスとは異なり、ほとんどの場合、自宅前まで運行が可能であり、運転免許証を返納された高齢者の方などにとってはなくてはならない公共交通として定着しております。

また、路線バスや予約制乗合タクシーの車両を2050年、三郷町全域でのゼロカーボン達成に向け、EV化していきたいと考えているところでございます。

そこで、ご質問にありますグリーンスローモビリティである電動カートにつきましては、高齢者等の移動手段として、またゼロカーボンを目指す上でも有効な手段であると認識しております。しかしながら、予約制乗合タクシーとのすみ分けを考慮した場合、観光周遊への活用が現時点では本町にとって一番効果的であると考えております。

現在、大阪府柏原市と連携して実施しております日本遺産龍田古道・亀の瀬を

活用した地域活性化事業におきまして、本町が整備いたします川の駅、亀の瀬東口駅と柏原市の亀の瀬地すべり資料館、亀の瀬西口駅を観光で訪れる方々に巡ってもらう日本遺産めぐりの移動手段として、JR三郷駅と河内堅上駅の間を、グリーンスローモビリティである電動カート等により、昨年実証実験いたしました自動運転で結ぶ構想を将来ビジョンとして検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、高齢者や観光で訪れる方々の移動手段の確保並びに2050年、三郷町全域でのゼロカーボンの達成に向けて、さまざまな方策を検討し、SDGsの基本である社会・経済・環境の好循環につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 辰己議員、再質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま部長から答弁をいただきましたが、今後、かわまち等の観光で実証実験も兼ねてということなのか分かりませんが、今後検討をしていかれるということですが、ただ、先ほども言いましたとおり、地域の移動支援にもやはり目を向けていただきたいなと思っております。現に町民の方々から、坂道の急なところにお住まいがあって、バス停に行くのに15分、20分、お年寄りの足ですからかかったりすると。買い物に行くのもそうだし、駅に行くのもそうだしという声がやはり多いので、そういったこともやっぱり今後将来に向けて検討していただけたらなと思います。

例えばですけれども、令和5年度、来年の話なんですけれども、恐らく募集もあるのかなと思うんですけれど、環境省と国交省の連携事業でグリーンスローモビリティ導入促進事業というのがまた募集が出てくるのかなと思うんですけれど、もしこういうのがあったら活用していただいて、三郷町で取り入れていただけたらほんとにありがたいなと思います。

私もアンテナを張って、こういった補助事業があれば、またすぐにご相談というか提案をさせていただきたいなと思いますので、電動カートに関しては、今後に期待をしまして、2問目の質問を終わりたいと思います。今すぐに、じゃ、地域の移動支援のためにどうのこうのということは多分言えないと思うので、これ以上、答弁は求めませんが、しつこいようなんですけれど、またご検討のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。

続きまして、3問目の質問に移ります。10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、最後に質問させていただきます。

学校を含む公共施設にマイボトル用給水機の設置をということで、質問をさせていただきます。

近年、大きな問題となっているプラスチックごみの削減を目指し、国においては、プラスチック資源循環戦略として、2030年までに1度だけ使われて破棄されるプラスチック製品、ワンウェイプラスチックを累積25%排出を抑制することを掲げています。

また、ペットボトルの使い捨てプラスチック容器に代わり、水筒やタンブラーなどの繰り返し使えるマイボトルの利用促進に向けた取り組みが全国的に広がっております。最近では町なかでも学生や若い世代の方がおしゃれなマイボトルを持っている光景をよく目にするようになり、100円ショップでもいろいろなもののドリンクボトル、こういったものが売られております。

また、コロナ禍において、感染症予防対策や夏場の熱中症対策など、マイボトルへ給水できるボトルディスペンサー型の給水機が注目され始めております。ここで伺いをいたします。三郷町は足踏み式の冷水機がありますが、いつでも誰でも給水ができるマイボトル用給水機を設置されてはどうでしょうか。世界中で深刻化しているマイクロプラスチックなどの海洋汚染問題やCO₂排出削減のためには、町民、事業者、行政等が一体となって今すぐできることから取り組む必要があるかと思えます。町の考えをお聞きしたいと思えますが、再質問の必要がないくらいのいい答弁を期待しておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

議長（伊藤勇二） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） それでは、辰己議員の3問目のご質問にお答えいたします。

ペットボトルをはじめとするプラスチック製品の廃棄による海洋汚染や地球温暖化の一因となる製造過程における二酸化炭素の排出は世界的な問題であり、その削減は早急に取り組むべき課題であると認識しております。

ご質問の給水機の設置につきましては、マイボトルの利用普及によるペットボ

トルの利用抑制につながるなど、プラスチックごみ排出削減について意識を高めるとともに、温暖化に伴う気候変動に適応した熱中症対策としても有効な手段であると考えられます。

また、プラスチックの資源循環を促進し、プラスチックごみを減らすことで持続可能な社会を実現することを目的に、プラスチック資源循環促進法、いわゆるプラ新法が本年4月より施行され、今後、サーキュラーエコノミー（循環型経済）の取り組みが一層加速してまいります。

本町におきましても、循環型社会の実現を目指し、ごみの減量化・資源化への取り組みを推進してきており、これまでにプラスチックごみの分別回収や生ごみ資源化モデル事業、間伐材のペレット化、剪定枝の堆肥化等々、さまざまな取り組みを実施してまいりました。プラスチックごみにつきましては、さきの9月議会で答弁いたしましたとおり、RPFという固形燃料にリサイクルし、ペットボトルにつきましても、先ほどの答弁でもありましたように、就労支援を通して最終的にリサイクル製品化するなど、3Rの取り組みに寄与しております。

ごみの資源化やリサイクルにはこれからも積極的に取り組んでまいります。そもそもごみ量を減らすことにも今後注力しなければならないところであり、今年度に事業化されましたSDGs普及事業である宅配バッグOKIPPAを発案した本町若手職員で構成するプロジェクトチームが、現在、プラスチックごみだけではなく、あらゆるごみの減量に向けた新たな取り組みを検討しております。

その中で、議員ご提案の給水機について、このプロジェクトチームより、みんなを持ち歩こうマイボトル普及事業として発案されており、小中学校をはじめ公共施設にウォーターサーバーを設置すべく、現在、事業化に向け各学校及び企業等と鋭意調整中でありますので、どうぞご期待いただければと思います。

さきにも申し上げましたが、海洋プラスチック問題やCO₂削減は世界における喫緊の課題であり、本町も例外ではございません。今後においても、既存事業を継続し、新たな事業も取り入れながら、さらなるプラスチックごみの削減と資源化に努めるとともに、住民、事業者、行政が一体となって循環型社会の実現に向けて取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 3問目の質問は終了しました。

10番、辰己圭一議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、11番、山田勝男議員。

11番（山田勝男）（登壇） それでは、議長のお許しが得られましたので、質問させていただきます。

いわせが丘の遊歩道に併設のせせらぎの復旧について質問いたします。

本件については、平成29年第1回定例会において一般質問いたしました、申し訳ないです、通告書には28年と入っていますが、訂正をお願いいたします、そのときの部長の答弁があまりにも拒否のための理由づけみたいに感じられたので、再質問では深入りせずに私の思いだけを述べさせていただき、あとは、町長の思いを聞かせていただき、質問を終了させていただきました。しかし、現在、中学校、西部保育園の建て替えも済み、財政的にも安定している状態です。それで、今回、再度この遊歩道及びせせらぎの復旧について質問させていただきます。

前回も申し上げましたが、この遊歩道は、農住に関わった方々の高い見識と情熱によって、レベルの高い住宅地を目指して、さまざまな苦難を乗り越えて造成された、ほかの地域では見ることのできないすばらしい環境の住宅地だと思っております。これは事業に関わられた先人の方々のすばらしいレガシー（財産）だと思っております。このすばらしい環境をこのまま枯山水で放置されるのは、大変残念に思っております。

それで、再度、この復旧について町当局の見解をお尋ねいたします。整備には当然金がかかります。しかし、新設するのではなく現状を整備するのです。三十数年放置されておりますので、ヒューム管や暗渠の部分については、土砂で詰まっております。しかし、これは、高圧の逆噴射の機械を使えば、簡単とは申しませんが、復旧は可能だと思います。また水源については、実盛川の上流、湯ノ口の橋の辺りから導水管を河岸の壁面に設置すれば、落差も十分に保てると思います。学園大学の跡地のFSS35キャンパスや、大和川に計画中の川の駅や親水公園とリンクさせることにより、すばらしい夢のある環境で地域創生にも大きな効果が予想されると思いますので、町の所見を伺います。

議長（伊藤勇二） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） それでは、山田議員のご質問にお答えいたします。

本件につきましては、平成29年3月議会及び令和元年9月議会におきまして、山田議員より同様のご質問を受けております。いわせが丘の遊歩道は、本町が管理する緑地の一つであります。三郷駅前に通じる主要幹線道路沿いにあることか

ら、景観維持及び防犯対策を特に重視し、照明施設については早期にLED化の工事を終えております。また、遊歩道が高圧線下にあることから、樹木の剪定についても、電力会社と協力しながら樹木の剪定や間伐など適切な維持管理に努めているところであります。

ご質問の遊歩道に設置されているせせらぎ施設、小川の回復についてですが、この施設は平成6年の洪水により弁を閉鎖されたようですが、それ以前から本施設は運用されておらず、現在に至っている状況です。設置されてから既に40年近くが経過しており、関屋川からの取水ポンプ施設は、県水100%となったことで用途が廃止され、現在は稼働しておりません。また、このポンプは城山台の中継配水場へ送水していたほど大きな動力を持っており、せせらぎの小川単独で活用できるものではございません。

また、導水管についても、長らく使用されておらず、詰まりや水漏れなど、健全度合いの確認もできない状況で、さらには、町と立野農住土地区画整理組合との協議において、水路の所々に設けてあった貯水施設の機能をなくす措置も講じられております。ほかにも、経年劣化により水路護岸となっている石積みなど、あらゆる箇所の劣化や破損があり、部分的な補修では機能回復には到底追いつかず、単に水を流してせせらぎの復活とはいかない状況であることをご理解いただきたいと思っております。

なお、取水施設をはじめ、水を流すための施設整備や修繕を行う場合、当然のことながら膨大な費用が見込まれます。例えば、概算ではございますが、既存ポンプを撤去し新たに取水ポンプを整備する費用として2,500万円、約600メートルある導水管の入れ替え費用で3,000万円、その他もろもろの補修費で1,500万円は下らないと見ており、さらにはポンプの動力費や日常のメンテナンス経費などのランニングコストも考慮する必要があり、費用対効果という観点からも事業化は大変厳しいと思っております。

しかしながら、本町といたしましても、樹木の剪定や舗装の補修を計画的に行い、良好な緑地環境の保全に努めるのはもちろんであります。今後、新たな遊歩道の活用方法も検討する必要があると感じており、これからも多くの方が気持ちよく安心してご利用いただけるような整備を図っていければと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 山田議員、再質問を許します。

11番（山田勝男）（登壇） 今、部長からいろいろ答弁いただきました。6年に閉弁しているということで、それはもう町のほうも認識されております。確かに水は流していたものと私は認識しております。56、7年、その当時、水は流れていたと思います。

それと、水を流さないように川底にそれなりの穴を空けたりしているということですが、私は何も池をつくってくれと言うてはなりません。水を流してくれということで言うてますので、水を流すことによって、その空けてる小さい穴も自然に塞がってしまいます。別に水をためる必要がないから、穴を空けているから流せないということではないと思います。

次に、立野農住組合との話合いがあるということで、これは前回の答弁でもありましたけども、立野農住組合は平成2年に解散しております。濁水は平成6年です。全然、時期的に合わないと思います。

それから、関屋川の件についても、私は関屋川の水を使ってくれとは言っておりません。当然、先ほど部長もおっしゃったように、常時流すとしたら電気代もかかります。それで、実盛川の上流のほうでパイプで引いてくれということで、それなら金もかかりません。設置費はかかりますけども、ランニングコストは必要ありません。

600メートルの水路の改修ということですが、全面的にする必要はなく、暗渠部分、先ほど申しましたように、ヒューム管あるいは暗渠部分は詰まっていますけども、あとの部分はオープンですので、別に金をかける必要はないと思います。

先ほどの予算の試算というのは、あまりにも偶然の予算の計算ではないかと思っております。だから、先ほども申しましたように、反対のための、拒否のためのあれじゃないかと思えます。再度、ひとつ答弁お願いします。

議長（伊藤勇二） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） それでは、山田議員の再質問にお答えいたします。

かつて取水していましたが関屋川は町管理となりますので、特に制限等もなく取水できていたものと思われませんが、実盛川は県管理となりますので、そういうわけには当然いきません。直接取水するとなれば県の許可が必要となり、河川区域内に工作物を設ける許可、導水管の占用許可、河川の水を利用する流水の占用許可などが考えられますが、河川を縦断する管等の占用はできないとも聞いており

ます。

河川占用以外では道路に管を埋設する方法も考えられるのですが、実盛川から自然流下できる高さまで管を敷設するということになれば、埋設管の深さ、それに伴う掘削の問題、単純に取水地点においては川床まで掘削する必要が出てくるのではないかと考えております。それに加えて健民グラウンドの下の交差点は橋梁になってますので、管を敷設するとなれば、その橋梁を迂回させる問題等々、それなりの大がかりな工事になると思われます。そういう観点からも実盛川からの直接取水による整備も大変難しいと考えており、繰り返しとなりますけれども、せせらぎの小川の復活は厳しいと言わざるを得ないところでございます。

先ほども申し上げましたが、今後は、水を流すのではなく、違う活用方法を検討してまいりたいと考えますので、どうぞご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 山田議員、再々質問を許します。

11番（山田勝男）（登壇） ただいま部長からいろいろとご答弁いただきました。

水源については、先ほど申しましたように、実盛川からということで、先般、私は郡山土木のほうに行って、そういったお話も伺ってきました。そのときの県の職員の言う言葉に啞然としました。あの実盛川（さねもりがわ）、実盛川（みもりがわ）ですか、実盛川（さねもりがわ）、正式にはどう呼ぶのか分かりませんが、水流の断面積は、底が4メートル80センチ、上面が6メートル、高さが3メートルです。16平米の断面積があります。それに直径300ぐらいのパイプを壁面に設置したら水流の面積が少なくなるから許可できないということなんです。

皆さん、考えてみてください。16平米。4メートル80センチのどこ、高さ3メートル。この中に30センチのパイプを入れて、これが流水面積が小さくなるから許可できないということです。そうしたら、竜田川のほうで、生駒のほうで、完全に堰で止めて、それに水を取っているのは、これ、どういうことか。あれは用途が違ふと、かんがい用やから用途が違ふということです。あまりにもマニュアル化された。

何でそれが許可できないかという理由もあるやろということで、余計な話になりましたが、共産党の議員団はご存知やと思いますけど、実盛川の一番上流、起点のほうの無許可の造成によるブロックの破損状態、現場を見てくれるのは共

産党の議員団だけだと思いますけれども、私はあれの補修について、3、4回、郡山土木に行ってます。それなのに全然進展はありません。それで、最後に町長の許しを得て知事に直訴しました。1か月後にすぐ補修しました。そのように危険なところも放置しておいて、先ほど申しましたように、笑い話じゃありませんよ、16平米の面積の中で、パイプ30センチのあれで流量が制限されるから許可が下りないという。これは町のほうが本気で申請すれば許可を下ろせるはずで

す。

部長の質問に、それはしょうがないなという感じもします。残念ながら、予想していたような答弁です。人生お世話になった方に対する感謝の気持ちは大事なことです。しかし、国の森友学園問題から付度という言葉が流行語になってしまいました。いい意味でも悪い意味でも、付度が行政に影響を及ぼすようではあまり好ましくありません。これ以上、部長に迫るのも酷だと思いますので、これは町長の政治判断に委ねて、町長の気持ちを聞かせていただきたいと思います。

それで、まだ時間は十分にあると思いますので、町長はご存知だと思いますけれども、ここにおいでの方々は、立野農住区域の起源から完成までの経過については、ほとんどご存知ないと思います。それで、私の知る限りについて、立野農住区域の最初の出発から完成までについてお話しさせていただきます。

昭和43年に林町長が就任され、当時、既に町の東部、勢野方面では宅地開発が行われておりました。しかし、西部については、近くに関西線が通っているにもかかわらず、手つかずの状態でした。ここに数社の開発業者が関心を持っていることを察知した町長は、開発業者任せの乱開発を防ぐべく、就任早々の43年5月の三郷広報で三郷町の西南地区の開発計画の樹立を発表され、農家自身が自分らの手で開発して形を変えた収入源とすべく、現在の学園大学の前に、あの場所から信貴山にかけて国民いこいの村を建設するという構想でスタートしました。

そういった構想を持って、46年の4月に町議会の議決を得て三郷町基本構想として制定されております。その後、47年8月に建設省の基本計画の承認と組合設立の認可を受け、総権利者204名中145名の同意を得て、47年10月21日付で立野農住土地区画整理組合が設立されました。

こうして48年の着工を目指していろいろと準備が進められましたが、着工に向けて、業者選定において予想外の大きな事態が発生いたしました。その理由は初代理事長と林町長の意見の対立です。理事長は国内の建設大手5社の案に対し

て、林町長はどうしても県内のM業者を入れるよう要望され、この話合いで5時間から6時間かかったと副理事長をしていた私の父から聞かされております。それで、夕方になって町長が、それでは自分は手を引くからあなた方が自由にやってくれと言われたそうです。それで、町長に手を引かれてはこの事業は前に進まないということで、父が理事長を説得してM社を指名業者に入れて入札しました。

その結果は、すんなりとM社に落札が決まり、これに激怒した理事長は、同じ地区から出ておられました副理事長とともに理事長を辞職されました。それからというものは、私の家に役員の方々が父への理事長要請で度々足を運ばれました。それで、私も見るに見かねて仕方なく、役員の方々に父への協力を約束いたしました。父は百姓家です。数十億、30億、40億の事業です。なかなか簡単に引き受けることができなかつたので、私とその役員さんに協力を約束して、父を説得して理事長に承諾していただきました。

そのときに、こちらにおいでで瀧川さんのお父さん、瀧川忠義さんも一緒に副理事長に就任していただきました。それで、同じ手法でもって全国で5か所、建設省の認可を受けられて、一番近くでは河内長野のほうで先行して工事が行われていましたので、私は、父と瀧川さんのお父さんを一緒に案内して、河内長野のほうに、現状視察と言えば大げさですけども、状況をいろいろと聞かせてもらいに行きました。

それで、工事も行くように願っておりましたが、ちょうどその頃は第1回目の最初のオイルショックの真ただ中でした。先ほど申しましたように、204名中百四十何名の賛同でしたので、反対者もありました。それで、度々、反対者の方から、この時期に田畑を潰して宅地をつくってどうするんだというふうな苦情の電話、また、ある日は、私は役場に勤めておりましたので、昼休みに電気を消して休憩していましたが、名前は申しませんが、坂根の方が酒に酔うて私のところに、おまえのおやじはほんまに駅ができると思ってるのかと。国鉄はそんな簡単に駅みたいなのをつくらんぞと言うて、苦情を言いに来られたこともあります。

また、もっとびっくりしたのは、ある日、町会議員の方がうちに来られました。父と2人でしばらく話をしておりましたが、だんだん声が大きくなったので、私は何事かと思って、外で聞き耳を立てて立ち聞きしておりました。そしたら、俺は総務委員長や、町のほうが損失補償してるやろうと。ちょうどその当時、あの現場に養豚場がありました。この養豚場の処理で大変組合のほうも困っておりま

したので、広島まで俺が解決に行くから400万金出せということで、テーブルをたたいておいて、山田君なぜできんだというふうな話をしておりました。私はびっくりしました、これには。また、遠いところからは、京都からまた苦情に來られました。この方は父の恩師だったということで、父は、あとから、真正面から顔を見ることができなかつたということで、涙を流しておりました。

損失の補償については、確かに、49年の第1回3月定例会において、48年の当初予算において21億円の損失補償が承認を受けたということを町長から報告されております。

このような予想外の事態に父は大変心を痛めていたようで、とうとう、ある晩に農協で会議中に倒れてしまい、それから救急車で高田のほうに搬送され、その後、入退院を繰り返して、どうしても理事長職を務めることはできなかつたので、当時、連合自治会長をされておりました山田俊明氏と助役をされてた森町長のお父さんと協議の上、町の組織改革をして部長制をしいて、助役の決裁の一部を部長に下ろして、非常勤の理事長として助役と理事長を兼務していただくということで話が落ち着いて、今の部長制もそのときに整備されたわけです。農住の経過についてはそういうことです。

ついでにお話しいたしますが、三郷駅をはじめ、すばらしい住宅地ができました。そこで、金融機関については、農協が記念会館に入っておられました。しかし、どうしても生活利便施設として必要なのが、ああ郵便局やと思って、私は、父が心血を注いだ団地については、少しでも利便施設をと思って、私自身が勝手に王寺の郵便局へ行って、いろいろ相談を受けて、近畿郵政局のほうに郵便局の開設の誘致の申請書を出しました。そうしたら、ちょうどその当時、郵政省のほうも業務改革で特定郵便局を廃止して本局に統合するという、そういう改革の真っ最中でした。それで、時代に逆行するというので、物の見事に却下されました。

それで、私は、今度は、三郷町長、森饗一、三郷町自治連合協議会会長、山田俊明、奈良学園大学、伊瀬敏郎という三氏の推薦状をつけて、再度申請書を出しました。そしたら、前回は申しましたように、時代に逆行やから受け付けはできませんと。ただし5年間はお預かりしますということで、預けて帰ってきました。

それで、早速、ちょうどその頃に、服部元郵政大臣が再度の選挙の真っ最中だったので、町長と山田俊明氏2人にご同行いただいて、橿原市で個人演説会があ

るその前に服部先生にお願いしました。ところが、服部先生が、残念ながらそのとき落選いたしました。これで私は仕方なく、今度は森内閣の第2次内閣のときに、法務大臣を務められた保岡興治氏に頼みに行きました。そうしたら、秘書官が現地までおいでいただいて、いろいろ調べてましたら、なぜ奄美出身の衆議院が奈良で郵便局やねということで、利権絡みと違うかというようなことが出てきて、動きが取れなくなりました。

それで、もうこれで終わりかと思ったら、ある方から、大阪市の元消防局長をされてた赤井次郎さんという方が、奥田敬和郵政大臣の大学時代に一緒に下宿をしていた方が住友建設の大阪本社におられるということで、この方を紹介していただき、奥田大臣と直接面会させていただく機会をつくっていただきました。それで、3人同行していただき、大臣室で直接依頼いたしました。ところが、時代逆行やということになかなか縦に首を振ってもらえなかったのも、住友建設の役員の方が、大臣、私の顔に泥を塗らんでくださいと。この方は私が大変お世話になった方のご息さんです。私の顔を潰さんでくださいと言われた。私はびっくりしまして、2人の話を聞いていましたけども、ああ、うそも方便と、こういうことかということでした。それから、5人、沈黙が続いて何分かつた頃に、大臣がよっしゃ分かったということで、目の前の電話を取って近畿郵政局に電話を入れて、この問題をセットするよということ、一応郵便局の誘致が決定したわけです。

ところが、それから1か月後に大臣が替わって、今度は左藤恵大臣に替わりました。もう私はこれで万事休すかと思っていたら、赤井さんから心配せんでくれと。左藤大臣は、お父さんの左藤恵知事のことからのつき合いやから私が説明しますから安心してくださいということで、それからスムーズに事が運んで、開局したのが何年でしたかな。ちょっとその年月がここに書いてませんけども、そういう経過で郵便局も開局いたしました。

余談ですけども、三郷町史に美松ヶ丘で48年に特定局開設と記載されておりますが、これは間違いでございます。美松ヶ丘に48年に特定局などは開局しておりません。逆に、斑鳩町の庁舎の前にコンクリートの平屋が空き家になってます。これが特定局を廃止した後です。美松ヶ丘で開局したのは簡易局であって特定局ではありません。言うまでもなく、皆さん方は簡易局と特定局の違いはご存知やと思いますので、もうそれ以上話しません。

このような経過をたどって、いろいろと。私はこの郵便局については、私の人生の一番大きな仕事やったと誇りに思っています。

議長（伊藤勇二） よろしいですか。山田議員さん、立野農住組合というのは今日の質問での関連はあるんですか。関連、この質問と今お話しされてるのは。

11番（山田勝男） 立野農住組合というのは平成2年に解散しております。

議長（伊藤勇二） はい。その件で質問されてるんですか。

11番（山田勝男） いやいや、開設する。

議長（伊藤勇二） 質問の趣旨と関連あるんですか、今おっしゃってるのは。

11番（山田勝男） せせらぎの川とか環境の回復について。農住のね。

議長（伊藤勇二） 前段で説明されてるんですね。

11番（山田勝男） 農住のいきさつを説明してるんです。

議長（伊藤勇二） 質問に入ってくださいね。

11番（山田勝男）（登壇） よそにそれたということで議長から指摘がありましたので、そしたら、それ以上申しません。ただ、これは、町長、親子の関係じゃなしに、森饗一というすばらしい一人の政治家、そして実業家の残したすばらしい遺産です。この遺産を今計画されている奈良学園大学跡のFSS35キャンパスやら川の駅、親水公園とリンクをさせて夢のあるまちづくりをされますことを期待して、私の質問を終わります。町長、よろしくお願いします。

議長（伊藤勇二） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、山田議員の再々質問にお答えしたいなと思います。

非常に熱い思いを語っていただきました。何からお話をしたらいいのか、私も頭がまとまってない状況の中で、たくさんの方々が出てきました。農住をつくった思いが山田議員にはあったのではないかと察する次第でございますけれども、やはり、そのときの時代の流れ、事業といいますのは、そのときの状況によってかなり変わるものでございます。ですから、そのときには大変苦勞された。今の事業は今の状況に応じて苦勞しています。しかし、それをずっと引きずってやっても、町の発展はないと私は思います。

当時の方々が一生懸命頑張られた。それは認めます。しかし、そのままで必ずしなければならぬかどうか。社会情勢は変わってます。ですから、先ほども水口部長は言いました。こういう経費がかかりますから、また郡山土木も、それは

できませんということを行ったはずで、です。ですので、今の状況に応じて、じゃあ何をするのか、考えていく必要があると思います。決していわせが丘の遊歩道に水を流す、これが一番だとは私は思いません。もっともっといい方法があるのではないかなと思います。

この間、住民さんから要望がありました。同じような状況のところ、できたら花壇をつくってもらえませんかというお話がありました。場所的には信貴ヶ丘なんです、傾斜になってますよね。間に、真ん中に植栽されてます。その植栽、ちょっと邪魔なんですね。美観的にもきれいじゃないんです。ですから植栽をしてもらえませんか。花を植えてもらえませんか。いい考えですよ。ただ、花を植えるに当たっても、やはり予算というものが必要となってきます。ですから、前向きに検討させていただきます。もうちょっと待ってくださいねというお話をさせていただきました。

ですから、今、水を流せばこんだけの経費がかかりますよ。あとあとのことも考えたら、やはりそれがベストだと私は思いません。例えば、やすらぎの道やっつけ、やすらぎの道のところにお花を植えてもええんじゃないかなと思います。毎年なんです、ここへ年末の掃除に行きます。すごいごみなんです。誰も拾ってくれない。こんなことでね、果たして、水を流して、そこにごみをほかされるだけ、それやったら、そんなつくっても無駄です。お花でも植えてたら、高木はたくさんありますから、もうちょっと低木にしなければなりませんけれども、お花でも植えてたら、まだ節操のない方々がごみをほらないかもしれませぬ。そういうこともあって、例えばの話です。お花を植えてもいいのかなと思います。そしたら、そこを通るみんなが、ああきれいやね、三郷町いいねと思ってくれるかもわかりませぬ。

いろんな考え方があります。一つに限って水だけを流す。これっていかなものかな。何も今それに固執しなくてもいい時代になってきてる。また、町では経費がたくさん要ってるのは確かです。山田議員が全てこの経費をあと見ていただけるなら、それはそれで考えようにもあります。しかしながら、そんなことを個人に押しつけるつもりも三郷町はございませぬ。できれば、お花を植えたいなって私はずっと思ってきました。山田議員の熱い思いに対しまして水を差すようですけれども、水を流すことは私はしたくない。そして、できればお花を植えたいなど。みんなが喜んでくれる。水よりも、子どもからお年寄りまでがきれいやね、

三郷町きれいやねと思ってもらうのは、私は、お花のほうが今の社会情勢には合うてるのではないか、心安らぐのではないかなと思いましたが、回答になったかどうか分かりませんが、どうぞご容赦いただきたいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 11番、山田勝男議員の質問は以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで本日の日程は全部終了しました。

明日から各委員会で審査を願うわけですが、各委員にはよろしく願いいたします。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

散 会

午後 3時51分